

香南市地域防災計画

新旧対照表

令和 7 年 3 月修正

香南市防災会議

香南市地域防災計画＜新旧対照表＞

※赤字下線部分：修正箇所

【目 次】	
第 1 編 総則	1
第 2 章 基本理念	1
第 3 章 課題と教訓	1
第 5 章 香南市の概況	2
第 2 編 自助・共助	3
第 3 章 生活を立ち上げる	3
第 3 編 公助	5
第 1 部 災害への備え	5
第 1 章 災害に強いまちづくり	5
第 2 章 災害に強い人・地域づくり	10
第 3 章 防災組織の災害対応力の強化	12
第 2 部 いのちを守る・つなぐ	16
第 1 章 災害応急活動体制の立ち上げ	16
第 2 章 市民の安全確保と生活支援	25
第 3 章 まちの機能をいち早く回復する	40
第 3 部 生活を立ち上げる	42
第 1 章 都市基盤の復旧	42
第 2 章 復興に向けた始動	42
第 4 部 大規模事故災害対策計画	42
第 1 章 総則	42
第 2 章 危険物施設等の事故	42
第 9 章 原子力事故災害	42

現行（令和 6 年 3 月）	修正案（令和 7 年 3 月）	備考
第 2 章 基本理念 3 基本理念の実現に向けて （１）市民・地域・行政の役割 3) 市の役割 市は、市民の安全と安心を確保するため、防災体制・組織の強化や対策を着実に進めるとともに、市民、地域の自発的な防災活動の促進を図り、災害時には市民力・地域力・行政力を結集できるよう、多様な視点からの検討、仕組みづくりや環境の整備に努める。 そのためには、必要な改善を速やかに行える体制・組織づくりや、様々な災害に対するハードとソフト両面の対策を着実に推進し、その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。また、市民・地域への防災に関する知識の普及、防災情報の提供、人材の育成や災害教訓の伝承等に加え、要配慮者や女性の視点等も積極的に取り入れ、様々な市民・地域の意見を反映できる仕組みづくりや、平時からの交流を深められる環境整備を推進する。さらに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の対策を取入れた防災対策を推進する。	第 2 章 基本理念 3 基本理念の実現に向けて （１）市民・地域・行政の役割 3) 市の役割 市は、市民の安全と安心を確保するため、防災体制・組織の強化や対策を着実に進めるとともに、市民、地域の自発的な防災活動の促進を図り、災害時には市民力・地域力・行政力を結集できるよう、多様な視点からの検討、仕組みづくりや環境の整備に努める。 そのためには、必要な改善を速やかに行える体制・組織づくりや、様々な災害に対するハードとソフト両面の対策を着実に推進し、その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。また、市民・地域への防災に関する知識の普及、防災情報の提供、人材の育成や災害教訓の伝承等に加え、要配慮者や女性の視点等も積極的に取り入れ、様々な市民・地域の意見を反映できる仕組みづくりや、平時からの交流を深められる環境整備を推進する。さらに、感染症の対策を取入れた防災対策を推進する。	現行 P1-9 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し
第 3 章 課題と教訓 1 新たに取組むべき視点と施策の概要 （２）迅速かつ円滑な「いのちを守る」「いのちをつなぐ」対策（災害応急対策） 8) 被災者の健康状態の把握など避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置など被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。	第 3 章 課題と教訓 1 新たに取組むべき視点と施策の概要 （２）迅速かつ円滑な「いのちを守る」「いのちをつなぐ」対策（災害応急対策） 8) 被災者の健康状態の把握など避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動<u>や福祉的な支援</u>を行うとともに、仮設トイレの設置など被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。	現行 P1-13 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し
2 地震・津波災害の課題と教訓 （９）避難 3) 避難所運営 阪神・淡路大震災では、避難所の運営・管理計画がなく、多くのトラブルが発生し、避難所運営体制の整備が課題となった。 東日本大震災では、障がい者用トイレが必要な者や少人数での居室が必要な者がいたが、これらに対応できない避難所が多く、栄養管理や健康管理も十分に出来ず、避難生活の改善が遅れた。また、避難所として指定のない場所や、ライフラインの途絶した場所に避難所が設けられ、救援物資の供給等の支援が十分に行われなかった。 熊本地震では、避難所の収容枠を超えるほどの多くの被災者が指定・指定外避難所に押し寄せる事態となり、避難者名簿の作成はおろか、指定避難所の開設・運営等の初期対応、要配慮者等への対応において混乱をきたした。また、大勢の方が車中泊避難を行っていたが、避難者数の実態が把握できていなかったため物資や静脈血栓塞栓症対策等の健康ケアに対する支援ができなかった。 避難所運営に関する教訓としては、避難所の機能改善、要配慮者や被災者ニーズへの対応、意志決定における女性の参画、車中泊避難、在宅避難の把握・支援、日頃からの避難所運営訓練等、避難所の在り方についての検討や避難施設ごとに地域にあった避難所運営マニュアルを作成し事前の対策を図っ	2 地震・津波災害の課題と教訓 （９）避難 3) 避難所運営 阪神・淡路大震災では、避難所の運営・管理計画がなく、多くのトラブルが発生し、避難所運営体制の整備が課題となった。 東日本大震災では、障がい者用トイレが必要な者や少人数での居室が必要な者がいたが、これらに対応できない避難所が多く、栄養管理や健康管理も十分に出来ず、避難生活の改善が遅れた。また、避難所として指定のない場所や、ライフラインの途絶した場所に避難所が設けられ、救援物資の供給等の支援が十分に行われなかった。 熊本地震では、避難所の収容枠を超えるほどの多くの被災者が指定・指定外避難所に押し寄せる事態となり、避難者名簿の作成はおろか、指定避難所の開設・運営等の初期対応、要配慮者等への対応において混乱をきたした。また、大勢の方が車中泊避難を行っていたが、避難者数の実態が把握できていなかったため物資や静脈血栓塞栓症対策等の健康ケアに対する支援ができなかった。 避難所運営に関する教訓としては、避難所の機能改善、要配慮者や被災者ニーズへの対応、意志決定における女性の参画、車中泊避難、在宅避難の把握・支援、日頃からの避難所運営訓練等、避難所の在り方についての検討や避難施設ごとに地域にあった避難所運営マニュアルを作成し事前の対策を図っ	現行 P1-21 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し

現行（令和 6 年 3 月）	修正案（令和 7 年 3 月）	備考
ていく必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。	ていく必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。	
第 5 章 香南市の概況 第 2 節 社会的条件 1 人口・世帯数等 本市の人口は、2010 年（平成 22 年）まで県内唯一の人口増加の状況であったが、2015 年（平成 27 年）の国勢調査では 32,961 人となり、2010 年に対して 2.5%の減少に転じた。年齢別人口では、1990 年（平成 2 年）に比べて、0～14 歳人口は 952 人の減少、65 歳以上人口は 4,394 人増加となっており、少子高齢化が進行している状況である。 世帯数は、2015 年（平成 27 年）の国勢調査において 12,953 世帯と、2010 年（平成 22 年）に対して 0.6%増となっており、1990 年（平成 2 年）以降、一貫して増加している。	第 5 章 香南市の概況 第 2 節 社会的条件 1 人口・世帯数等 本市の人口は、2010 年（平成 22 年）まで県内唯一の人口増加の状況であったが、2015 年（平成 27 年）の国勢調査では 32,961 人となり、2010 年に対して 2.5%の減少に転じた。年齢別人口では、1990 年（平成 2 年）に比べて、0～14 歳人口は 952 人の減少、65 歳以上人口は 4,394 人増加となっており、少子高齢化が進行している状況である。 世帯数は、2015 年（平成 27 年）の国勢調査において 12,953 世帯と、2010 年（平成 22 年）に対して 0.6%増となっており、1990 年（平成 2 年）以降、一貫して増加している。	現行 P1-40 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し

現行（令和 6 年 3 月）		修正案（令和 7 年 3 月）	備考
第 3 章 生活を立ち上げる 第 2 節 様々な支援を活用した生活復旧 1. 罹災証明書を申請する 災害の被害認定基準		第 3 章 生活を立ち上げる 第 2 節 様々な支援を活用した生活復旧 1. 罹災証明書を申請する 災害の被害認定基準	現行 P2-62 時点修正
被害の程度	認定基準	被害の程度	
全壊	住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの	全壊	
大規模半壊	「半壊」の基準のうち、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの	大規模半壊	
半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの	中規模半壊	
半壊に至らない	全壊、大規模半壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの	半壊	現行 P2-63 誤字修正等
		半壊に至らない	
2. 人的被害に対する支援を受ける 市の取組み【人的被害に対する支援】		2. 人的被害に対する支援を受ける 市の取組み【人的被害に対する支援】	

現行（令和6年3月）				修正案（令和7年3月）				備考
		災害弔慰金		災害障害見舞金				
目 的		災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給します。		災害により精神または身体に著しい障害を受けた市民に対し、災害障害見舞金を支給します。				
給 付 の 種 類		給付・還付						
対 象 災 害		①香南市において住居が5世帯以上滅失した災害 ②高知県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ③高知県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が全国で2以上ある場合の災害						
被 害 状 況		上記災害により、死亡された方の死亡当時における配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母。 また、いずれの方もいない場合に限り、死亡された方の死亡当時その方と同居、または生計を同じくしていた兄弟姉妹。(行方不明者についても同様)		上記の災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方				
支 給 額	生 計 維 持 者 が 被 害	500万円		250万円				
	そ の 他 の 方 が 被 害	250万円		125万円				
対 象 と な る 方		● 災害により死亡した市民の遺族に対し、災害 <u>弔</u> 慰金を支給します。 ● 支給の範囲・順位 ・1.配偶者、2.子、3.父母、4.孫、5.祖父母 ・上記のいずれも存在しない場合には兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていたものに限る) ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 <u>など</u> です。		● 災害により以下のような重い障害を受けた方です。 1. 両眼が失明した人 2. 咀嚼(そしゃく)および言語の機能を廃した人 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 5. 両上肢をひじ関節以上で失った人 6. 両上肢の用を全廃した人 7. 両下肢をひざ関節以上で失った人 8. 両下肢の用を全廃した人 9. 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。				

現行（令和6年3月）	修正案（令和7年3月）	備考
第1部 災害への備え 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 防災まちづくり 2 道路交通の混乱防止対策 ※記載なし	第1部 災害への備え 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 防災まちづくり 2 道路交通の混乱防止対策 <u>緊急通行車両確認標章等の交付</u> <u>担当課：契約管財課、防災対策課 防災関係機関：高知県、警察</u> <u>・輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることのできることにについて、周知及び普及を図る。</u>	現行 P3-6 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し
3 宅地災害予防対策 宅地造成等の規制対策 ・宅地造成工事により、がけ崩れまたは土砂流出等の災害の生ずるおそれの著しい地域については、新規の宅地造成工事および既成の宅地についても指導、規制を行い、災害を未然に防止するものとする。なお、指導にあたっては関係機関とも協力する。 ・造成地で発生する災害の防止を図るため、都市計画法に規定されている開発許可の審査および当該工事の施工において、指導、監督を行う。 ＜造成地における開発許可基準＞ 開発区域の地盤が軟弱である場合、崖がある場合、切土・盛土を行う場合は、各々、地盤沈下、がけ崩れ等が発生しないよう、土の置き換え、水抜き、擁壁の設置その他の措置が講ぜられること。	3 宅地災害予防対策 宅地造成等の規制対策 ・宅地造成工事により、がけ崩れまたは土砂流出等の災害の生ずるおそれの著しい地域については、新規の宅地造成工事および既成の宅地についても指導、規制を行い、災害を未然に防止するものとする。なお、指導にあたっては関係機関とも協力する。 ・造成地で発生する災害の防止を図るため、都市計画法に規定されている開発許可の審査および当該工事の施工において、指導、監督を行う。 ＜造成地における開発許可基準＞ 開発区域の地盤が軟弱である場合、崖がある場合、切土・盛土を行う場合は、各々、地盤沈下、がけ崩れ等が発生しないよう、土の置き換え、水抜き、擁壁の設置その他の措置が講ぜられること。 <u>・市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。</u>	現行 P3-8 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し
第2節 交通ネットワークおよびライフラインの安全対策 1 道路施設の対策	第2節 交通ネットワークおよびライフラインの安全対策 1 道路施設の対策 <u>道路の水害対策</u> <u>担当課：建設課 関係機関：高知県</u> <u>・道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u> <u>・道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u>	現行 P3-11 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し
第3節 防災施設等の整備 1 防災拠点施設の整備 防災拠点施設の整備 ・災害が発生した場合、被害を未然に防ぎ、あるいは被害を最小に止めるための防災活動拠点として、物資の集積や情報の収集伝達が可能な施設を、市内各所に配置しておく必要がある。 ・防災拠点施設は、混乱防止のため避難者の収容施設とは別に設ける必要があるため、市の施設をあら	第3節 防災施設等の整備 1 防災拠点施設の整備 防災拠点施設の整備 ・災害が発生した場合、被害を未然に防ぎ、あるいは被害を最小に止めるための防災活動拠点として、物資の集積や情報の収集伝達が可能な施設を、市内各所に配置しておく必要がある。 ・防災拠点施設は、混乱防止のため避難者の収容施設とは別に設ける必要があるため、市の施設をあら	現行 P3-22 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し

現行（令和6年3月）	修正案（令和7年3月）	備考
かじめ指定しておき、必要な資機材を配置するとともに、職員の定期訓練を実施し防災体制の強化を図る。 - 防災拠点施設では、大規模地震・津波発生時の機能の確保を図るため、耐震性・耐火性等の確保およびバックアップ機能の強化に努めるとともに、庁舎および設備等の管理者は、地震発生直後の点検および応急復旧について平常時から体制等を整備しておくものとする。 - 防災拠点施設のうち非常電源の容量不足の施設に対し、施設の防災体制における位置づけに応じて太陽光など再生可能エネルギーを活用した発電設備の設置を推進し、災害時に安定した電力の供給を確保する。 ・国、公共機関、地方公共団体および災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。	かじめ指定しておき、必要な資機材を配置するとともに、職員の定期訓練を実施し防災体制の強化を図る。 - 防災拠点施設では、大規模地震・津波発生時の機能の確保を図るため、耐震性・耐火性等の確保およびバックアップ機能の強化に努めるとともに、庁舎および設備等の管理者は、地震発生直後の点検および応急復旧について平常時から体制等を整備しておくものとする。 - 防災拠点施設のうち非常電源の容量不足の施設に対し、施設の防災体制における位置づけに応じて太陽光など再生可能エネルギーを活用した発電設備の設置を推進し、災害時に安定した電力の供給を確保する。 <u>・応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとし、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> 国、公共機関、地方公共団体および災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。	
消防本部・消防団施設の整備 (1) 消防本部の整備 消防本部は、活動用資機材や燃料貯蔵設備、非常用自家発電設備等の維持管理を行い、防災拠点としての機能を整備していく。 (2) 消防団屯所の地区防災拠点化 消防団は、消防団屯所および活動資機材等、積載車等の維持管理を行い、防災拠点として整備していく。	消防本部・消防団施設の整備 (1) 消防本部の整備 消防本部は、活動用資機材や燃料貯蔵設備、非常用自家発電設備等の維持管理を行い、防災拠点としての機能を整備していく。<u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。また、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</u> (2) 消防団屯所の地区防災拠点化 消防団は、消防団屯所および活動資機材等、積載車等の維持管理を行い、防災拠点として整備していく。	現行 P3-23 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し
2 防災通信網の整備 防災通信網の整備 市、県および防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る防災通信網の重要性を認識し、情報通信施設等資機材および運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と専門的な知見・技術を基に、耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。 - 国等では、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、<u>共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））</u>に集約できるよう努めている。市では、「香南市防災情報通信・管理システム」を整備し、国のシステムとの連携を図っている。市は継続してシステムの更新等	2 防災通信網の整備 防災通信網の整備 市、県および防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る防災通信網の重要性を認識し、情報通信施設等資機材および運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と専門的な知見・技術を基に、耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。 - 国等では、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、<u>総合防災情報システム（SOBO-WE B）</u>に集約できるよう努めている。市では、「香南市防災情報通信・管理システム」を整備し、国のシステムとの連携を図っている。市は継続してシステムの更新等	現行 P3-25 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し

現行（令和6年3月）			修正案（令和7年3月）			備考														
を図る。 ・また、様々な環境下にある住民等および職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディアやワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。 ・本市では、携帯電話会社と連携しながら、緊急地震速報などの気象情報や地域の被害情報を即時配信する「香南市配信メール」、緊急速報メール等を実施しており、その機能充実や利用促進を図っていく。 ・指定緊急避難場所および指定避難所にアクセスポイントを設置し、インターネット環境を整備することで、災害発生時にも住民等が広く情報収集できる環境を確保する。また、平常時（軽微な水害・土砂災害等を含む。）においても、住民向け公衆無線 Wi-Fi として利用するだけでなく、行政担当者や消防団員等が郊外で収集した防災情報の収集・共有に公衆無線 Wi-Fi のインフラを活用することで、本システムを継続的に利用する。 ・市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 ・市、県、国および放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報および被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制および施設・設備の整備を図る。 （略）			・また、様々な環境下にある住民等および職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディアやワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。 ・<u>防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</u> ・<u>通信が途絶している地域で、応急対策活動を行う場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u> ・本市では、携帯電話会社と連携しながら、緊急地震速報などの気象情報や地域の被害情報を即時配信する「香南市配信メール」、緊急速報メール等を実施しており、その機能充実や利用促進を図っていく。 ・指定緊急避難場所および指定避難所にアクセスポイントを設置し、インターネット環境を整備することで、災害発生時にも住民等が広く情報収集できる環境を確保する。また、平常時（軽微な水害・土砂災害等を含む。）においても、住民向け公衆無線 Wi-Fi として利用するだけでなく、行政担当者や消防団員等が郊外で収集した防災情報の収集・共有に公衆無線 Wi-Fi のインフラを活用することで、本システムを継続的に利用する。 ・市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 ・市、県、国および放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報および被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制および施設・設備の整備を図る。 （略）																	
第5節 地震・津波に強いまちづくり 2 地盤の液状化対策 液状化現象は、砂質地盤特有の現象で、地下水を含んだ砂層が液体状になってしまう現象で、地下水面が 10mより浅く、あまり締め固まっておらず、水がどうにか動ける程度の粒径の場合にその可能性が高いことが判っている。 液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成<u>と</u>宅地の耐震化の推進に努める。			第5節 地震・津波に強いまちづくり 2 地盤の液状化対策 液状化現象は、砂質地盤特有の現象で、地下水を含んだ砂層が液体状になってしまう現象で、地下水面が 10mより浅く、あまり締め固まっておらず、水がどうにか動ける程度の粒径の場合にその可能性が高いことが判っている。 液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成<u>や住民への液状化リスク情報の提供、</u>宅地の耐震化の推進に努める。			現行 P3-34 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し														
5 津波災害警戒区域内の住民への災害対策 津波災害警戒区域内に立地する要配慮者施設対策 <table><tr><td rowspan="3">津波災害警戒区域に立地する要配慮者施設</td><td>施設名</td><td>所在地</td></tr><tr><td>赤岡医院</td><td>香南市赤岡町 569</td></tr><tr><td>寺田内科</td><td>香南市夜須町坪井 23-1</td></tr></table>			津波災害警戒区域に立地する要配慮者施設	施設名	所在地	赤岡医院	香南市赤岡町 569	寺田内科	香南市夜須町坪井 23-1	5 津波災害警戒区域内の住民への災害対策 津波災害警戒区域内に立地する要配慮者施設対策 <table><tr><td rowspan="3">津波災害警戒区域に立地する要配慮者施設</td><td>施設名</td><td>所在地</td></tr><tr><td>赤岡医院</td><td>香南市赤岡町 569</td></tr><tr><td>寺田内科</td><td>香南市夜須町坪井 23-1</td></tr></table>			津波災害警戒区域に立地する要配慮者施設	施設名	所在地	赤岡医院	香南市赤岡町 569	寺田内科	香南市夜須町坪井 23-1	現行 P3-37 時点修正
津波災害警戒区域に立地する要配慮者施設	施設名	所在地																		
	赤岡医院	香南市赤岡町 569																		
	寺田内科	香南市夜須町坪井 23-1																		
津波災害警戒区域に立地する要配慮者施設	施設名	所在地																		
	赤岡医院	香南市赤岡町 569																		
	寺田内科	香南市夜須町坪井 23-1																		

現行（令和6年3月）			修正案（令和7年3月）			備考
	もえぎクリニック	香南市赤岡町 2066-3		もえぎクリニック	香南市赤岡町 2066-3	
	夜須診療所	香南市夜須町手結 298-30		夜須診療所	香南市夜須町手結 298-30	
	池田歯科クリニック	香南市野市町土居 1515-2		池田歯科クリニック	香南市野市町土居 1515-2	
	今井歯科医院	香南市赤岡町 574		今井歯科医院	香南市赤岡町 574	
	恒石歯科	香南市赤岡町 980-4		恒石歯科	香南市赤岡町 980-4	
	ながの歯科	香南市夜須町坪井 431-1		ながの歯科	香南市夜須町坪井 431-1	
	赤岡保育所	香南市赤岡町 534-3		赤岡保育所	香南市赤岡町 534-3	
	吉川みどり保育所	香南市吉川町吉原 49-1		吉川みどり保育所	香南市吉川町吉原 49-1	
	香南市立夜須小学校	香南市夜須町西山 13-2		香南市立夜須小学校	香南市夜須町西山 13-2	
	香南市立赤岡小学校	香南市赤岡町 816		香南市立赤岡小学校	香南市赤岡町 816	
	香南市立吉川小学校	香南市吉川町吉原 65		香南市立吉川小学校	香南市吉川町吉原 65	
	香南市立夜須中学校	香南市夜須町西山 5-1		香南市立夜須中学校	香南市夜須町西山 5-1	
	香南市立赤岡中学校	香南市赤岡町 1611		香南市立赤岡中学校	香南市赤岡町 1611	
	吉川市民館	香南市吉川町吉原 287-1		吉川市民館	香南市吉川町吉原 287-1	
	赤岡市民館	香南市赤岡町 325-1		赤岡市民館	香南市赤岡町 325-1	
	<u>ヘルパーステーションかがみ</u>	<u>香南市香我美町岸本トノ丸 205 番地 1</u>				
				<u>グループホーム きんもく せいの里</u>	<u>香南市香我美町字マガリ 1143</u>	
	<u>ニチケアセンター香南東</u>	<u>香南市赤岡町 985-1 シーサイド コーポ松本 103 号室</u>				
	いきいき	香南市赤岡町 1160 番地 1		いきいき	香南市赤岡町 1160 番地 1	
	保育所等訪問支援事業所きゅーぶ	香南市野市町土居 1321 番地		保育所等訪問支援事業所きゅーぶ	香南市野市町土居 1321 番地	
	若杉児童クラブ	香南市赤岡町 <u>508-㍑</u>		若杉児童クラブ	香南市赤岡町 <u>1327-1</u>	
	夜須はひと児童くらぶ	香南市夜須町西山 13-2		夜須はひと児童くらぶ	香南市夜須町西山 13-2	
	特別養護老人ホーム香南赤岡苑	香南市赤岡町 1160-1		特別養護老人ホーム香南赤岡苑	香南市赤岡町 1160-1	
	ケアハウス めくもり	香南市赤岡町 1161-2		ケアハウス めくもり	香南市赤岡町 1161-2	
	有料老人ホームかがみ	香南市香我美町岸本トノ丸 205 番地 1		有料老人ホームかがみ	香南市香我美町岸本トノ丸 205 番地 1	
	きとうせや	香南市野市町中ノ村 1425 番地 13		きとうせや	香南市野市町中ノ村 1425 番地 13	
	グループホームかがみ	香南市香我美町岸本ルノ丸 328-39		グループホームかがみ	香南市香我美町岸本ルノ丸 328-39	
	グループホームやす	香南市夜須町坪井 804-19		グループホームやす	香南市夜須町坪井 804-19	
	<u>デイサービス 浜あざみ</u>	<u>香南市赤岡町 551 番地</u>				
	デイサービスセンターかがみ	香南市香我美町岸本トノ丸 205 番地 1		デイサービスセンターかがみ	香南市香我美町岸本トノ丸 205 番地 1	
	デイサービスセンター陽だ	香南市赤岡町 1160-1		デイサービスセンター陽だ	香南市赤岡町 1160-1	

現行（令和6年3月）			修正案（令和7年3月）			備考
	まり			まり		
	介護老人保健施設　あいの里	香南市香我美町岸本ルノ丸 328－174		介護老人保健施設　あいの里	香南市香我美町岸本ルノ丸 328－174	
	老人保健施設　しお風	香南市赤岡町六反地 1186－1		老人保健施設　しお風	香南市赤岡町六反地 1186－1	
	夜須認定こども園	香南市夜須町坪井 1437				
第6節　風水害に強いまちづくり			第6節　風水害に強いまちづくり			現行 P3-42 時点修正 ※香宗川浸水 想定区域の公表に伴う修正
3　洪水浸水想定区域および土砂災害警戒区域内の住民への災害対策			3　洪水浸水想定区域および土砂災害警戒区域内の住民への災害対策			
施策の方向性	担当課	関係機関	施策の方向性	担当課	関係機関	
物部川洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者施設対策	防災対策課、学校教育課、こども課	高知県	物部川洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者施設対策	防災対策課、学校教育課、こども課	高知県	
・水防法第15条に基づき、物部川浸水想定区域内にある下記の要配慮者利用施設について、管理者等による避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促し、利用者の確実な避難確保を図るものとする。			・水防法第15条に基づき、物部川浸水想定区域内にある下記の要配慮者利用施設について、管理者等による避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促し、利用者の確実な避難確保を図るものとする。			
物部川洪水浸水想定区域に立地する要配慮者施設	施設名	所在地	物部川洪水浸水想定区域に立地する要配慮者施設	施設名	所在地	
	吉川小学校	香南市吉川町吉原 70		吉川小学校	香南市吉川町吉原 70	
	吉川みどり保育所	香南市吉川町吉原 49		吉川みどり保育所	香南市吉川町吉原 49	
※以下略			※以下略			

現行（令和 6 年 3 月）	修正案（令和 7 年 3 月）	備考
第 7 節 火災に強いまちづくり 火気設備器具の安全対策 ・火気設備器具の転倒防止などの安全措置および耐震安全装置等の設置促進を図るとともに、火気使用場所および周辺の不燃化等による安全環境の整備指導を推進する。 ・また、平成 16 年改正の消防法第 9 条の 2 および香南市火災予防条例第 29 条の 2 に基づき、住宅の用途に供される建築物には、住宅用防災機器を設置しなければならない。	第 7 節 火災に強いまちづくり 火気設備器具の安全対策 ・火気設備器具の転倒防止などの安全措置および耐震安全装置等の設置促進を図るとともに、火気使用場所および周辺の不燃化等による安全環境の整備指導を推進する。 ・また、平成 16 年改正の消防法第 9 条の 2 および香南市火災予防条例第 29 条の 2 に基づき、住宅の用途に供される建築物には、住宅用防災機器を設置しなければならない。 <u>・東日本大震災における本震による火災のうち原因が特定されたものの過半数が電気関係の出火であったことから、電気火災に効果的な感震ブレーカー設置の普及に努める。</u>	現行 P3-43 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し
第 2 章 災害に強い人・地域づくり 第 1 節 防災知識の普及啓発計画 【基本的な考え方】 災害を最小限に食い止めるためには、市および防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。 このため、市および防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成 18 年 4 月 21 日中央防災会議決定）」を踏まえ、自らの職員および市民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。 なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれの普及を要する事項について単独または共同して行うものとする。その際には、要配慮者への対応や男女双方の視点等に配慮するものとする。 また、市は、学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを、教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する市民の理解向上に努めるものとする。 さらに、市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講習会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。	第 2 章 災害に強い人・地域づくり 第 1 節 防災知識の普及啓発計画 【基本的な考え方】 災害を最小限に食い止めるためには、市および防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。 このため、市および防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成 18 年 4 月 21 日中央防災会議決定）」を踏まえ、自らの職員および市民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。 なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれの普及を要する事項について単独または共同して行うものとする。その際には、要配慮者への対応や男女双方の視点、<u>家庭動物の飼養等</u>に配慮するものとする。 また、市は、学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを、教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する市民の理解向上に努めるものとする。 さらに、市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講習会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。	現行 P3-48 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し
市民等に対する防災知識の普及 (1) 普及方法 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用に努めるものとする。 また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。 (略) (2) 普及内容 ○災害に関する一般的知識 ・地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等	市民等に対する防災知識の普及 (1) 普及方法 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用に努めるものとする。 また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への対応や男女双方の視点、<u>家庭動物の飼養等</u>にも十分配慮するものとする。 (略) (2) 普及内容 ○災害に関する一般的知識 ・地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等	現行 P3-51 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し

現行（令和 6 年 3 月）	修正案（令和 7 年 3 月）	備考
・津波の特性（津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性、津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性等） ○過去の主な被害事例 ○災害対策の現状 ○災害による被害想定調査結果 ○平常時の心得（日頃の準備） ①住宅の点検（住宅の耐震診断・耐震化・不燃化、ブロック塀補強等） ②屋内の整理点検（家具転倒防止等） ③火災の防止 ④救急手当（心肺蘇生法等） ⑤発災後の 3 日間程度を自らでしのげる食料・水等の備蓄のほか、電気等のエネルギーの自給促進 ⑥寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等） ⑦香南市メール配信サービスへの登録 ⑧指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認 ⑨緊急連絡先の確認 ⑩家族間等による安否の確認方法 ⑪非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳等）の準備 ⑫家庭動物との同行避難および避難所での飼養の準備 ⑬自主防災組織への参加 ⑭防災訓練への参加 ○災害発生時の心得 ①緊急地震速報を覚知した時の対応行動 ②場所別、状況別の心得 ③出火防止および初期消火 ④避難の心得 ⑤自動車運転者のとるべき措置	・津波の特性（津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性、津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性等） ○過去の主な被害事例 ○災害対策の現状 ○災害による被害想定調査結果 ○平常時の心得（日頃の準備） ①住宅の点検（住宅の耐震診断・耐震化・不燃化、ブロック塀補強等） ②屋内の整理点検（家具転倒防止等） ③火災の防止 <u>（感震ブレーカーの設置等）</u> ④救急手当（心肺蘇生法等） ⑤発災後の 3 日間程度を自らでしのげる食料・水等の備蓄のほか、電気等のエネルギーの自給促進 ⑥寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等） ⑦香南市メール配信サービスへの登録 ⑧指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認 ⑨緊急連絡先の確認 ⑩家族間等による安否の確認方法 ⑪非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳等）の準備 ⑫家庭動物との同行避難および避難所での飼養の準備 ⑬自主防災組織への参加 ⑭防災訓練への参加 ○災害発生時の心得 ①緊急地震速報を覚知した時の対応行動 ②場所別、状況別の心得 ③出火防止および初期消火 ④避難の心得 ⑤自動車運転者のとるべき措置	
災害教訓の伝承 ・過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を後世に伝えていくよう努めるものとする。また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。	災害教訓の伝承 ・過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の <u>自然災害伝承碑が</u>持つ意味を後世に伝えていくよう努めるものとする。また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。	現行 P3-53 防 災 基 本 計 画 R6.6 を踏まえた見直し
第 2 節 実践的な防災訓練計画 【基本的な考え方】 各種災害に対して、地域の災害特性を考慮し、実状に即した実践的な防災訓練を定期的に実施する。特に南海トラフ地震に対しては、最大クラスの地震の震度分布や津波浸水予測等をもとに、地域特性や発生時間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施または行うよう指導し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟など、一人でも多くの被災者を救助・救出	第 2 節 実践的な防災訓練計画 【基本的な考え方】 各種災害に対して、地域の災害特性を考慮し、実状に即した実践的な防災訓練を定期的に実施する。特に南海トラフ地震に対しては、最大クラスの地震の震度分布や津波浸水予測等をもとに、地域特性や発生時間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施または行うよう指導し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟など、一人でも多くの被災者を救助・救出	現行 P3-54 防 災 基 本 計 画 R6.6 を踏まえた見直し 表現修正

現行（令和6年3月）	修正案（令和7年3月）	備考
し、命をつなぐ支援を円滑に行えるよう、消防や警察、自衛隊、ライフライン機関、企業、NPO、ボランティアおよび住民と協力して実施する。 また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方向の視点にも配慮するよう努めるものとする。 訓練後には、地域防災計画や津波避難計画などの対策計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行う。	し、命をつなぐ支援を円滑に行えるよう、消防や警察、自衛隊、ライフライン機関、企業、NPO、ボランティアおよび住民と協力して実施する。 また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等^②要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方向の視点、<u>家庭動物の飼養等</u>にも配慮するよう努めるものとする。 訓練後には、地域防災計画や津波避難計画などの対策計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行う。	
第3節 自主防災組織の育成強化計画 1 地域住民等の自主防災組織 自主防災組織の結成・育成 ・既存の町内自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。 ・男女共同参画の観点から、女性の参画の拡大に努めるものとする。 ○町内自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。 ○地域版ハザードマップ作成への取組み等の充実強化を通して推進していくものとする。 ○リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。 ※ 本市の自主防災組織は、102 団体結成されており、組織率 <u>90.0%</u>（令和 <u>5年</u> 4月現在）である。	第3節 自主防災組織の育成強化計画 1 地域住民等の自主防災組織 自主防災組織の結成・育成 ・既存の町内自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。 ・男女共同参画の観点から、女性の参画の拡大に努めるものとする。 ○町内自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。 ○地域版ハザードマップ作成への取組み等の充実強化を通して推進していくものとする。 ○リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。 ※ 本市の自主防災組織は、102 団体結成されており、組織率 <u>90.2%</u>（令和 <u>6年</u> 4月現在）である。	現行 P3-58 時点修正
第3章 防災組織の災害対応力の強化 第1節 災害応急活動体制の整備 1 初動体制（職員の動員配備指令） ＜災害対策本部等の体制（連絡員待機・災害対応室）＞ 連絡員待機体制 香南市連絡員待機体制 （水防体制を含む） 災害対応事務局 ◎防災対策課長 災害対応室体制 香南市災害対応室体制 （水防体制を含む） 災害対応事務局 ◎防災対策課長 ○企画財政課長 ○総務課長 対麻班 本部運営 消防班 ◎消防長 ○消防次長 ○署長 ○警防課長 当務隊 ◎消防隊長 建設班 ◎建設課長 農林水産班 ◎農林水産課長 上下水道班 ◎上下水道課長 災害対応班 ◎ 責任者（部長、班長） ○ 副責任者（副部長、副班長） 班の構成員は、班長と同課の職員を充てる。 大雨注意報等の場合には連絡員待機体制は取らず、通常の体制のままとする。 梅雨期や台風期において数時間後に大雨等が予測される場合には、警報が発令されていなくても、連絡員待機体制をとる。 消防本部 ※ 消防計画に基づく組織態勢及び活動とする。 本部との連携を密にし、防災気象情報、被害状況等の収集、整理、分析を行うものとする。 ※ 監視パトロール班を編成する。 ※ 移送が必要な避難者は、消防団に依頼する。 建設課・農林水産課・上下水道課 ※ 必要に応じて電話対応、情報収集、状況調査、本部連絡、現場調査の各担当者を配置する（兼任可）。 ※ 監視パトロール班を編成する。 連絡員待機体制 香南市連絡員待機体制 （水防体制を含む） 災害対応事務局 ◎防災対策課長 災害対応室体制 香南市災害対応室体制 （水防体制を含む） 災害対応事務局 ◎防災対策課長 ○企画財政課長 ○総務課長 対麻班 本部運営 消防班 ◎消防長 ○消防^{本部}次長（総務課長） ○署長（警防課長） ○警防予防課長 当務隊 ◎消防隊長 建設班 ◎建設課長 農林水産班 ◎農林水産課長 上下水道班 ◎上下水道課長 災害対応班 ◎ 責任者（部長、班長） ○ 副責任者（副部長、副班長） 班の構成員は、班長と同課の職員を充てる。 大雨注意報等の場合には連絡員待機体制は取らず、通常の体制のままとする。 梅雨期や台風期において数時間後に大雨等が予測される場合には、警報が発令されていなくても、連絡員待機体制をとる。 消防本部 ※ 消防計画に基づく組織態勢及び活動とする。 本部との連携を密にし、防災気象情報、被害状況等の収集、整理、分析を行うものとする。 ※ 監視パトロール班を編成する。 ※ 移送が必要な避難者は、消防団に依頼する。 建設課・農林水産課・上下水道課 ※ 必要に応じて電話対応、情報収集、状況調査、本部連絡、現場調査の各担当者を配置する（兼任可）。 ※ 監視パトロール班を編成する。	現行 P3-70 時点修正	

連絡員待機体制

香南市連絡員待機体制
（水防体制を含む）

災害対応事務局
◎防災対策課長

災害対応室体制

香南市災害対応室体制
（水防体制を含む）

災害対応事務局
◎防災対策課長
○企画財政課長
○総務課長

対麻班

本部運営

消防班
◎消防長
○消防**本部**次長（**総務課長**）
○署長（**警防課長**）
○**警防予**防課長

当務隊
◎消防隊長

建設班
◎建設課長

農林水産班
◎農林水産課長

上下水道班
◎上下水道課長

災害対応班

◎ 責任者（部長、班長）
○ 副責任者（副部長、副班長）
班の構成員は、班長と同課の職員を充てる。

大雨注意報等場合には連絡員待機体制は取らず、**通常の体制のままと**する。
梅雨期や台風期において数時間後に大雨等が予測される場合には、**警報**が発令されていなくても、**連絡員待機体制**をとる。

消防本部
※ 消防計画に基づく組織態勢及び活動とする。
本部との連携を密にし、防災気象情報、被害状況等の収集、整理、分析を行うものとする。
※ 監視パトロール班を編成する。
※ 移送が必要な避難者は、消防団に依頼する。

建設課・農林水産課・上下水道課
※ 必要に応じて電話対応、情報収集、状況調査、本部連絡、現場調査の各担当者を配置する（兼任可）。
※ 監視パトロール班を編成する。

連絡員待機体制

香南市連絡員待機体制
（水防体制を含む）

災害対応事務局
◎防災対策課長

災害対応室体制

香南市災害対応室体制
（水防体制を含む）

災害対応事務局
◎防災対策課長
○企画財政課長
○総務課長

対麻班

本部運営

消防班
◎消防長
○消防**本部**次長（**総務課長**）
○署長（**警防課長**）
○**警防予**防課長

当務隊
◎消防隊長

建設班
◎建設課長

農林水産班
◎農林水産課長

上下水道班
◎上下水道課長

災害対応班

◎ 責任者（部長、班長）
○ 副責任者（副部長、副班長）
班の構成員は、班長と同課の職員を充てる。

大雨注意報等場合には連絡員待機体制は取らず、**通常の体制のままと**する。
梅雨期や台風期において数時間後に大雨等が予測される場合には、**警報**が発令されていなくても、**連絡員待機体制**をとる。

消防本部
※ 消防計画に基づく組織態勢及び活動とする。
本部との連携を密にし、防災気象情報、被害状況等の収集、整理、分析を行うものとする。
※ 監視パトロール班を編成する。
※ 移送が必要な避難者は、消防団に依頼する。

建設課・農林水産課・上下水道課
※ 必要に応じて電話対応、情報収集、状況調査、本部連絡、現場調査の各担当者を配置する（兼任可）。
※ 監視パトロール班を編成する。

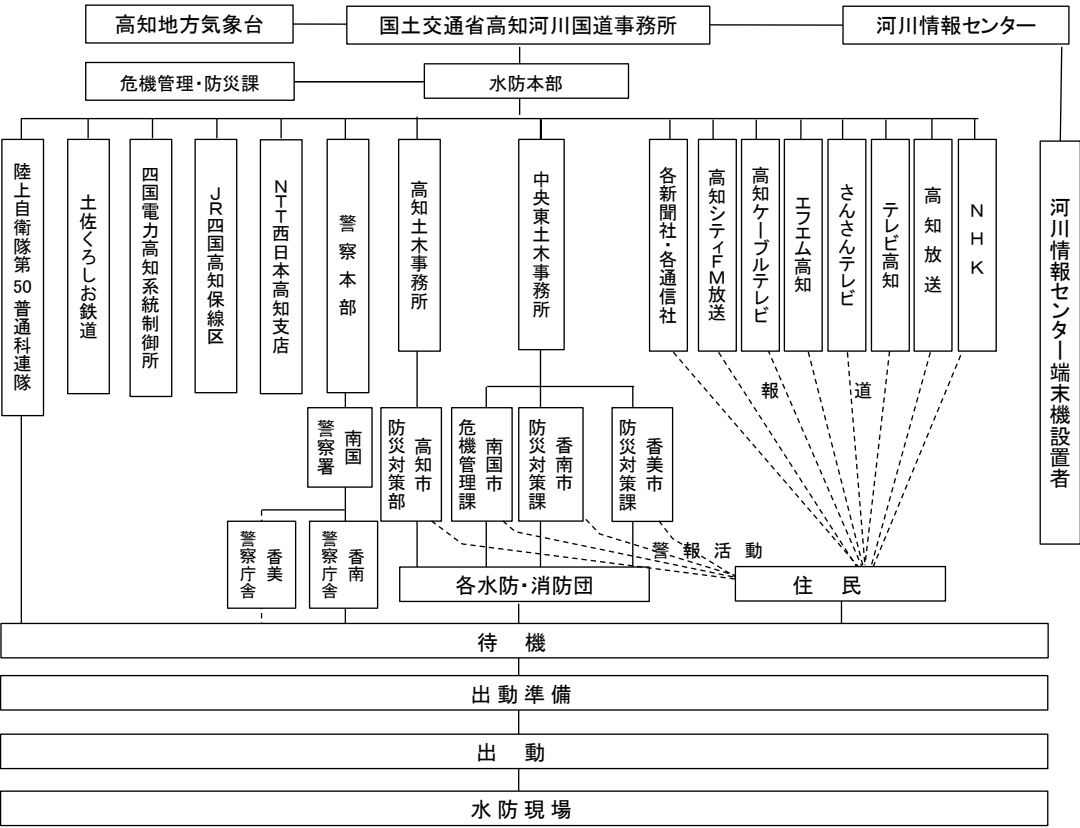
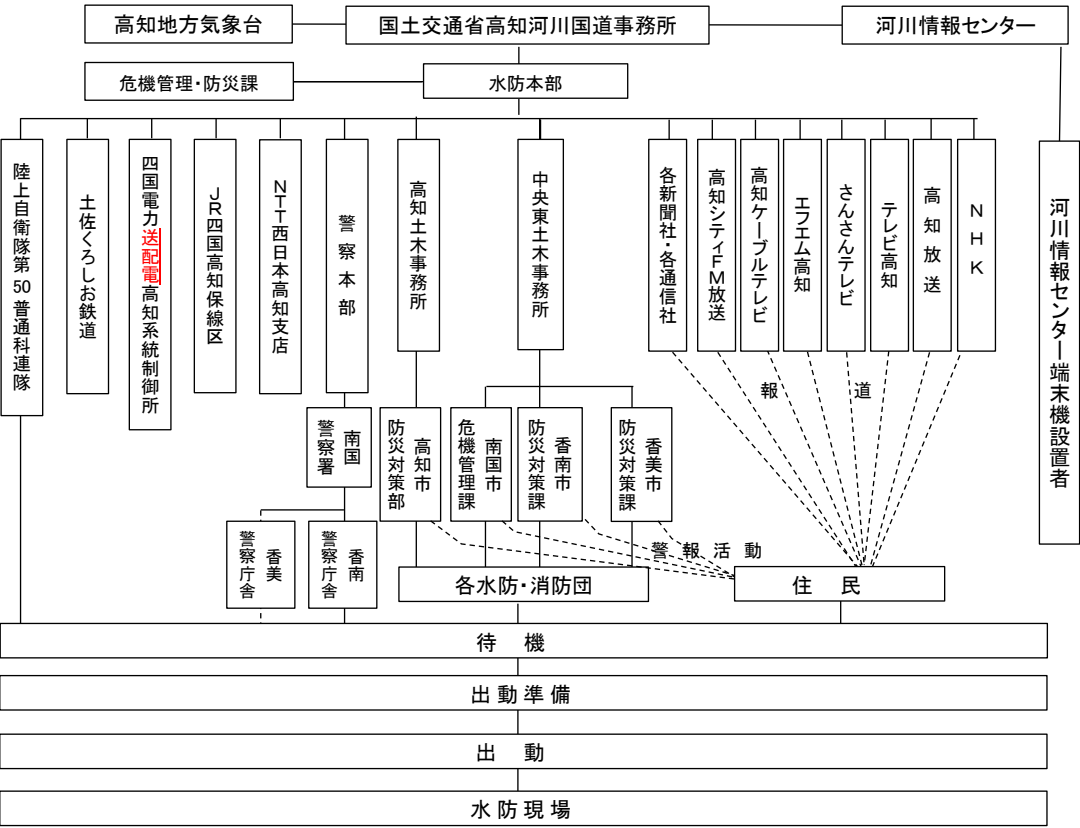
13

現行（令和 6 年 3 月）					修正案（令和 7 年 3 月）					備考
		警防班	警防課長 予防課長補佐	(14)受援に関する窓口に関すること。 ・受援に関する状況把握（人的・物的資源のニーズや受入状況） ・統括部受援班への報告 ・調整会議への参加 ・応援職員への支援			警防班	警防課長 予防課長	(14)受援に関する窓口に関すること。 ・受援に関する状況把握（人的・物的資源のニーズや受入状況） ・統括部受援班への報告 ・調整会議への参加 ・応援職員への支援	
				(1) 班共通事務に関すること。					(1) 班共通事務に関すること。	
				(2) 消防隊の総括運用に関すること。					(2) 消防隊の総括運用に関すること。	
				(3) 災害情報の受理および出動指令に関すること。					(3) 災害情報の受理および出動指令に関すること。	
				(4) 通信および災害の記録に関すること。					(4) 通信および災害の記録に関すること。	
				(5) 気象状況の収集、記録に関すること。					(5) 気象状況の収集、記録に関すること。	
				(6) 現場本部との連絡（連絡要員の派遣）に関すること。					(6) 現場本部との連絡（連絡要員の派遣）に関すること。	
				(7) 災害の警戒および防ぎよならびに警戒区域の設定に関すること。					(7) 災害の警戒および防ぎよならびに警戒区域の設定に関すること。	
				(8) 警防用車両、資器材に関すること。					(8) 警防用車両、資器材に関すること。	
				(9) 消防団の現場活動指揮に関すること。					(9) 消防団の現場活動指揮に関すること。	
	救急班	警防課長補佐	(1) 班共通事務に関すること。	(1) 班共通事務に関すること。						
			(2) 救急隊の総括運用に関すること。	(2) 救急隊の総括運用に関すること。						
			(3) 救急用車両、資器材に関すること。	(3) 救急用車両、資器材に関すること。						
			(4) 関係機関（DMAT 等）への出動要請および連絡調整に関すること。	(4) 関係機関（DMAT 等）への出動要請および連絡調整に関すること。						
			(5) 避難者の誘導に関すること。	(5) 避難者の誘導に関すること。						
	救助班	警防課長補佐	(1) 救助隊の総括運用に関すること。	(1) 救助隊の総括運用に関すること。						
			(2) 救助用車両、資器材に関すること。	(2) 救助用車両、資器材に関すること。						
			(3) 行方不明者の捜索に関すること。	(3) 行方不明者の捜索に関すること。						
			(4) 被害状況の調査および報告に関すること。	(4) 被害状況の調査および報告に関すること。						
			(5) 緊急消防援助隊等の応援部隊の現地運用に関すること。	(5) 緊急消防援助隊等の応援部隊の現地運用に関すること。						
(6) 救助隊の総括運用に関すること。			(6) 救助隊の総括運用に関すること。							
(7) 救助用車両、資器材に関すること。			(7) 救助用車両、資器材に関すること。							
第 2 節 避難体制					第 2 節 避難体制					現行 P3-95
2 指定緊急避難場所および指定避難所の指定と機能整備					2 指定緊急避難場所および指定避難所の指定と機能整備					防災基本計画
指定避難所の整備					指定避難所の整備					R6.6 を踏まえた見直し
(1) 安全性の確保					(1) 安全性の確保					
指定避難所の安全性を確保するため、施設の耐震化・補強工事の推進・非構造部材の耐震化を計画的に実施する。					指定避難所の安全性を確保するため、施設の耐震化・補強工事の推進・非構造部材の耐震化を計画的に実施する。					
(2) 要配慮者に配慮した施設整備					(2) 要配慮者に配慮した施設整備					
避難場所の段差解消のためのスロープ・手摺りの設置などのバリアフリー化を推進する。					避難場所の段差解消のためのスロープ・手摺りの設置などのバリアフリー化を推進する。					
(3) 通信手段の確保					(3) 通信手段の確保					
災害時優先電話、無線通信機器等の整備を行い、災害時の通信手段の確保に努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。					災害時優先電話、無線通信機器、 <u>衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器</u> 等の整備を行い、災害時の通信手段の確保に努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。					
(4) 非常用電源・照明器具の確保					(4) 非常用電源・照明器具の確保					
停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた発動発電機等の非常用電源および投光器等の照明器具の確保に努める。					停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた発動発電機等の非常用電源および投光器等の照明器具の確保に努める。					
(5) 備蓄等の確保					(5) 備蓄等の確保					
地震・津波等の災害による避難者の支援を円滑に行うため、「香南市物資供給計画」に基づいた備蓄倉庫等の設置により、初期の避難生活に必要な食料・物資等を備蓄する。					地震・津波等の災害による避難者の支援を円滑に行うため、「香南市物資供給計画」に基づいた備蓄倉庫等の設置により、初期の避難生活に必要な食料・物資等を備蓄する。 <u>また、各指定避難所への貯水槽や給水タンク等の整備に努めるものとする。</u>					
(6) 生活環境の確保					(6) 生活環境の確保					
新設および改修される際は、避難生活に必要なトイレ・シャワー等の増設など避難生活環境の向上に努める。また、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O ・ボランティア					新設および改修される際は、避難生活に必要なトイレ・シャワー等の増設など避難生活環境の向上に					

現行（令和6年3月）	修正案（令和7年3月）	備考
等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。 (7) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策 指定避難所のレイアウトや動線等を定めたマニュアル等を整備し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、パーティション等、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。	努める。また、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。 (7) 感染症対策 指定避難所のレイアウトや動線等を定めたマニュアル等を整備し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、パーティション等、感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。	
3 避難所等の開設・運営体制 (3) 避難所運営マニュアルの作成 避難所準備委員会は、設立後に事前協議を行い、指定避難所ごとに「避難所運営マニュアル」の作成を行う。マニュアル作成にあたっては、運営班ごとの役割や、避難所スペースの割り振り、避難所生活のルール等について取りまとめ、円滑な避難所開設・運営を目指すこととする。 また、マニュアルは防災訓練等を通じて定期的に開催し訂正・補遺等を行っていくものとする。	3 避難所等の開設・運営体制 (3) 避難所運営マニュアルの作成 避難所準備委員会は、設立後に事前協議を行い、指定避難所ごとに「避難所運営マニュアル」の作成を行う。マニュアル作成にあたっては、運営班ごとの役割や、避難所スペースの割り振り、 <u>要配慮者への対応や男女双方の視点、家庭動物の飼養等の</u> 避難所生活のルール等について取りまとめ、円滑な避難所開設・運営を目指すこととする。 また、マニュアルは防災訓練等を通じて定期的に開催し訂正・補遺等を行っていくものとする。	現行 P3-97 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し
被災者支援 ・市は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	被災者支援 ・市は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 <u>・市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u> <u>・市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>・市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u>	現行 P3-98 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し
第6節 食料、飲料水および生活必需品の調達、供給活動 1 物資供給計画 (3) 物資供給体制 ○地域が把握した指定外の避難所や在宅被災者へは、指定避難所での配給も可能とする。 ○大規模災害時に物資受入配送機能（フォークリフト、パレット使用可能）を持つ「防災備蓄センター」として既存市有施設を活用し整備する。 ○大規模災害時は、災害対策本部に各課職員で組織する物資調達班を設置し、迅速な物資供給体制を整備する。	第6節 食料、飲料水および生活必需品の調達、供給活動 1 物資供給計画 (3) 物資供給体制 ○地域が把握した指定外の避難所や在宅被災者へは、指定避難所での配給も可能とする。 ○大規模災害時に物資受入配送機能（フォークリフト、パレット使用可能）を持つ「防災備蓄センター」として既存市有施設を活用し整備する。 ○大規模災害時は、災害対策本部に各課職員で組織する物資調達班を設置し、迅速な物資供給体制を整備する。	現行 P3-119 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し

現行（令和6年3月）	修正案（令和7年3月）	備考														
○災害協定に基づき、物資受入、荷捌き、管理、配送業務などは、できるだけ団体、民間企業に要請する。 ○大規模災害時に物資受入配送拠点となる県立青少年センター、野市防災備蓄倉庫、香南給食センターには、物資受入配送機能（フォークリフト、パレット使用可能）を整備する。	○災害協定に基づき、物資受入、荷捌き、管理、配送業務などは、できるだけ団体、民間企業に要請する。 ○大規模災害時に物資受入配送拠点となる県立青少年センター、野市防災備蓄倉庫、香南給食センターには、物資受入配送機能（フォークリフト、パレット使用可能）を整備する。 <u>○交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u>															
第2部　いのちを守る・つなぐ 第1章　災害応急活動体制の立ち上げ 第1節　災害応急活動体制 外部調達による活動資源 (2) 人的資源の外部調達 人的資源に関しては、他市町村等からの応援による受援の人員や市の職員であったOB、OGの活用なども視野に入れて事前に準備を進める。また、災害対策業務として選定した中に、通常時から外部への委託を行っている業務については、委託先との契約の見直しや委託先の事業継続計画を確認するなど緊急事業が発生時においても外部調達が可能な環境づくりに努める。また、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとし、その際、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。	第2部　いのちを守る・つなぐ 第1章　災害応急活動体制の立ち上げ 第1節　災害応急活動体制 外部調達による活動資源 (2) 人的資源の外部調達 人的資源に関しては、他市町村等からの応援による受援の人員や市の職員であったOB、OGの活用なども視野に入れて事前に準備を進める。また、災害対策業務として選定した中に、通常時から外部への委託を行っている業務については、委託先との契約の見直しや委託先の事業継続計画を確認するなど緊急事業が発生時においても外部調達が可能な環境づくりに努める。また、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとし、その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 <u>さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u>	現行 P3-157 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し														
第2節　情報通信 3　災害情報の収集 地震・津波に関する情報の収集 ④　南海トラフ地震臨時情報 <table><tr><th>発表情報</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td><td>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</td></tr><tr><td><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u></td><td><u>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</u></td></tr><tr><td><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u></td><td><u>・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合</u></td></tr></table>	発表情報	発表基準	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>	<u>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>	<u>・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合</u>	第2節　情報通信 3　災害情報の収集 地震・津波に関する情報の収集 ④　南海トラフ地震臨時情報 <table><tr><th>発表情報</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td><td>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</td></tr><tr><td><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u></td><td><u>・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</u> <u>・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u></td></tr></table>	発表情報	発表基準	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>	<u>・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</u> <u>・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u>	現行 P3-170 順番の入れ替え
発表情報	発表基準															
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測															
<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>	<u>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</u>															
<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>	<u>・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合</u>															
発表情報	発表基準															
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測															
<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>	<u>・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</u> <u>・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u>															

現行（令和6年3月）		修正案（令和7年3月）		備考
<u>時情報（巨大地震注意）</u>	<u>たと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</u> <u>・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>	<u>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</u>	
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	
風水害に関する情報の収集 (2) 収集・連絡する情報の種類 ④指定河川（物部川）洪水予報 〈国土交通省から気象庁長官と共同した洪水予報の連絡を受けた場合の連絡系統〉 （物部川） 国土交通省高知河川国道事務所 高知地方気象台 共同発表 ※(警報のみ) 河川情報センター 水防本部 高知土木事務所 中央東土木事務所 総務省消防庁 NTT西日本高知支店 高知新聞社 エフエム高知 さんさんテレビ テレビ高知 高知放送 NHK 危機管理課・防災課 警察本部 河川情報センター 端末機設置者 防災対策部 高知市 危機管理課 南国市 防災対策課 香南市 防災対策課 香美市 住民 警報活動		風水害に関する情報の収集 (2) 収集・連絡する情報の種類 ④指定河川（物部川）洪水予報 〈国土交通省から気象庁長官と共同した洪水予報の連絡を受けた場合の連絡系統〉 （物部川） 国土交通省高知河川国道事務所 高知地方気象台 共同発表 ※(警報のみ) 河川情報センター 水防本部 高知土木事務所 中央東土木事務所 総務省消防庁 NTT西日本又はNTT東日本 高知新聞社 エフエム高知 さんさんテレビ テレビ高知 高知放送 NHK 危機管理課・防災課 警察本部 河川情報センター 端末機設置者 防災対策部 高知市 危機管理課 南国市 防災対策課 香南市 防災対策課 香美市 住民 警報活動		現行 P3-179 令和6年高知県水防計画書に基づく修正

現行（令和6年3月）	修正案（令和7年3月）	備考
(3) 国土交通省から水防警報の連絡を受けた場合の連絡系統 (物部川) 	(3) 国土交通省から水防警報の連絡を受けた場合の連絡系統 (物部川) 	現行 P3-181 令和6年高知 県水防計画書 に基づく修正
<水位観測所一覧> (略) 資料：高知県水防計画付属資料（令和5年度）	<水位観測所一覧> (略) 資料：高知県水防計画付属資料（令和6年度）	現行 P3-184 令和6年高知 県水防計画書 に基づく修正
6 被害規模早期把握のための活動 情報・指示の連絡系統 <被害規模早期把握のための情報系統図>	6 被害規模早期把握のための活動 情報・指示の連絡系統 <被害規模早期把握のための情報系統図>	現行 P3-189 時点修正

現行（令和 6 年 3 月）		修正案（令和 7 年 3 月）		備考																														
得られた情報に基づく判断		得られた情報に基づく判断		現行 P3-191 表現修正																														
緊急本部員の判断	勤務時間外に災害が発生し、本部長および副本部長（副市長）が発災後直ちに出勤できない場合で、かつ災害対策本部の組織的な運営ができない場合は、災害対策本部会議開催等の災害対策本部の組織的運営が可能となるまでの間に、「本部体制の判断」「応援体制の判断」について緊急を要すると認められる場合は、「第 1 部 第 3 章 第 1 節 6 災害対策本部の設置」に示す緊急本部員が実施し、事後速やかに本部長に報告する。	緊急本部員の判断	勤務時間外に災害が発生し、本部長および副本部長（副市長）が発災後直ちに参集できない場合で、かつ災害対策本部の組織的な運営ができない場合は、災害対策本部会議開催等の災害対策本部の組織的運営が可能となるまでの間に、「本部体制の判断」「応援体制の判断」について緊急を要すると認められる事項については、「第 1 部 第 3 章 第 1 節 6 災害対策本部の設置」に示す緊急本部員が実施し、事後速やかに本部長に報告する。																															
第 1 次情報等の収集・連絡 (2) 収集する情報の種類 ＜第 1 次情報等＞		第 1 次情報等の収集・連絡 (2) 収集する情報の種類 ＜第 1 次情報等＞		現行 P3-192 時点修正																														
<table><tr><th>項 目</th><th>収集内容</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="2">人的被害</td><td>死者、行方不明者の状況</td><td>消防部 統括部・警察</td></tr><tr><td>負傷者の状況</td><td>医療・要配慮者対策部 消防部</td></tr><tr><td rowspan="3">住家被害</td><td>全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3 日後)</td><td>建設部</td></tr><tr><td>全焼、半焼の状況</td><td>消防部</td></tr><tr><td>津波による浸水の状況</td><td>消防部</td></tr></table>		項 目	収集内容	担 当	人的被害	死者、行方不明者の状況	消防部 統括部・警察	負傷者の状況	医療・要配慮者対策部 消防部	住家被害	全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3 日後)	建設部	全焼、半焼の状況	消防部	津波による浸水の状況	消防部	<table><tr><th>項 目</th><th>収集内容</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="2">人的被害</td><td>死者、行方不明者の状況</td><td>消防部 統括部・警察</td></tr><tr><td>負傷者の状況</td><td>医療・要配慮者対策部 消防部</td></tr><tr><td rowspan="3">住家被害</td><td>全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3 日後)</td><td>建設部、統括部</td></tr><tr><td>全焼、半焼の状況</td><td>消防部</td></tr><tr><td>津波による浸水の状況</td><td>消防部</td></tr></table>		項 目	収集内容	担 当	人的被害	死者、行方不明者の状況	消防部 統括部・警察	負傷者の状況	医療・要配慮者対策部 消防部	住家被害	全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3 日後)	建設部、統括部	全焼、半焼の状況	消防部	津波による浸水の状況	消防部	
項 目	収集内容	担 当																																
人的被害	死者、行方不明者の状況	消防部 統括部・警察																																
	負傷者の状況	医療・要配慮者対策部 消防部																																
住家被害	全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3 日後)	建設部																																
	全焼、半焼の状況	消防部																																
	津波による浸水の状況	消防部																																
項 目	収集内容	担 当																																
人的被害	死者、行方不明者の状況	消防部 統括部・警察																																
	負傷者の状況	医療・要配慮者対策部 消防部																																
住家被害	全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3 日後)	建設部、統括部																																
	全焼、半焼の状況	消防部																																
	津波による浸水の状況	消防部																																

現行（令和6年3月）			修正案（令和7年3月）			備考																																																					
※以下略			※以下略																																																								
(3) 情報の収集・連絡			(3) 情報の収集・連絡			現行 P3-193 時点修正																																																					
情報の収集・連絡方法	①被害規模の早期把握のための調査後、または並行して、各班は直ちに前項に示す情報収集を開始する。収集の手段は、電話、FAX、無線等の通信手段を用いるほか、原動機付自転車等を活用して速やかな情報収集に努める。被害の認定基準は、「被害および災害公営住宅の滅失住宅の基準」のとおりである。 ②各班は、収集した情報を「被害状況等報告」、避難所の開設状況については「避難所一覧表」により、各部の部長に報告する。 ③報告を受けた部長は、各班から報告された情報をとりまとめ、災害対策本部会議へ報告する。 ④情報記録班は、災害対策本部会議に報告された情報を常に整理し、広報班等の各班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。また、本部班は、県災害対策へ「被害状況等報告」により報告する。 ⑤各部内における連絡方法は、各部内において定める。		情報の収集・連絡方法	①被害規模の早期把握のための調査後、または並行して、各班は直ちに前項に示す情報収集を開始する。収集の手段は、電話、FAX、無線等の通信手段を用いるほか、原動機付自転車等を活用して速やかな情報収集に努める。被害の認定基準は、「被害および災害公営住宅の滅失住宅の基準」のとおりである。 ②各班は、収集した情報を「被害状況等報告」、避難所の開設状況については「避難所一覧表」により、各部の部長に報告する。 ③報告を受けた部長は、各班から報告された情報をとりまとめ、災害対策本部会議へ報告する。 ④情報記録班は、災害対策本部に報告された情報を常に整理し、広報班等の各班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。また、本部班は、県災害対策へ「被害状況等報告」により報告する。 ⑤各部内における連絡方法は、各部内において定める。																																																							
一般被害情報等の収集・連絡 (2)収集する情報の種類			一般被害情報等の収集・連絡 (2)収集する情報の種類			現行 P3-194 時点修正																																																					
<table><tr><th>項</th><th>目</th><th>収集内容</th><th>担</th><th>当</th></tr><tr><td rowspan="2">人的被害</td><td></td><td>死者、行方不明者の状況</td><td colspan="2">消防部 統括部・警察</td></tr><tr><td></td><td>負傷者の状況</td><td colspan="2">医療・要配慮者対策部 消防部</td></tr><tr><td rowspan="3">住家被害</td><td></td><td>全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3 日後)</td><td colspan="2">建設部</td></tr><tr><td></td><td>全焼、半焼の状況</td><td colspan="2">消防部</td></tr><tr><td></td><td>津波による浸水の状況</td><td colspan="2">消防部</td></tr></table>			項	目	収集内容		担	当	人的被害		死者、行方不明者の状況	消防部 統括部・警察			負傷者の状況	医療・要配慮者対策部 消防部		住家被害		全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3 日後)	建設部			全焼、半焼の状況	消防部			津波による浸水の状況	消防部		<table><tr><th>項</th><th>目</th><th>収集内容</th><th>担</th><th>当</th></tr><tr><td rowspan="2">人的被害</td><td></td><td>死者、行方不明者の状況</td><td colspan="2">消防部 統括部・警察</td></tr><tr><td></td><td>負傷者の状況</td><td colspan="2">医療・要配慮者対策部 消防部</td></tr><tr><td rowspan="3">住家被害</td><td></td><td>全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3 日後)</td><td colspan="2">建設部、<u>統括部</u></td></tr><tr><td></td><td>全焼、半焼の状況</td><td colspan="2">消防部</td></tr><tr><td></td><td>津波による浸水の状況</td><td colspan="2">消防部</td></tr></table>			項	目	収集内容	担	当	人的被害		死者、行方不明者の状況	消防部 統括部・警察			負傷者の状況	医療・要配慮者対策部 消防部		住家被害		全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3 日後)	建設部、 <u>統括部</u>			全焼、半焼の状況	消防部			津波による浸水の状況	消防部
項	目	収集内容	担	当																																																							
人的被害		死者、行方不明者の状況	消防部 統括部・警察																																																								
		負傷者の状況	医療・要配慮者対策部 消防部																																																								
住家被害		全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3 日後)	建設部																																																								
		全焼、半焼の状況	消防部																																																								
		津波による浸水の状況	消防部																																																								
項	目	収集内容	担	当																																																							
人的被害		死者、行方不明者の状況	消防部 統括部・警察																																																								
		負傷者の状況	医療・要配慮者対策部 消防部																																																								
住家被害		全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3 日後)	建設部、 <u>統括部</u>																																																								
		全焼、半焼の状況	消防部																																																								
		津波による浸水の状況	消防部																																																								
※以下略			※以下略																																																								
(3)情報の収集・連絡			(3)情報の収集・連絡			現行 P3-195 時点修正																																																					
情報の収集・連絡方法	①災害発生直後の被害の第 1 次情報の収集後、または並行して、各班は前記「 <u>2</u> 収集する情報の種類」に示す情報収集を開始する。被害の認定基準は、「被害および災害公営住宅の滅失住宅の基準」に示すとおりである。 ②各班は、収集した情報を「被害状況等報告」により各部の部長に報告する。 ③報告を受けた部長は、各班から報告された情報をとりまとめ、災害対策本		情報の収集・連絡方法	①災害発生直後の被害の第 1 次情報の収集後、または並行して、各班は前記「 <u>(2)</u> 収集する情報の種類」に示す情報収集を開始する。被害の認定基準は、「被害および災害公営住宅の滅失住宅の基準」に示すとおりである。 ②各班は、収集した情報を「被害状況等報告」により各部の部長に報告する。 ③報告を受けた部長は、各班から報告された情報をとりまとめ、災害対策本																																																							

現行（令和6年3月）				修正案（令和7年3月）				備考
		部会議へ報告する。 ④情報記録班は、災害対策本部会議に報告された情報を常に整理し、広報班等の各班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。また、本部班は、「被害状況等報告」に基づき必要な事項を県災害対策 阪神地方 本部へ報告する。 ⑤各部内における連絡方法は、各部内において定める。				部会議へ報告する。 ④情報記録班は、災害対策本部会議に報告された情報を常に整理し、広報班等の各班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。また、本部班は、「被害状況等報告」に基づき必要な事項を県災害対策本部へ報告する。 ⑤各部内における連絡方法は、各部内において定める。		
第3節 災害情報の広報・広聴 1 市民への情報伝達活動 広報の内容 (4) 避難所情報、復興情報 ○住宅情報（応急仮設住宅、空家あっせん等） ○各種相談窓口の開設情報等 ○罹災証明書の発行情報 は ○税・手数料等の減免措置の状況 ○災害援護金等の融資情報等				第3節 災害情報の広報・広聴 1 市民への情報伝達活動 広報の内容 (4) 避難所情報、復興情報 ○住宅情報（応急仮設住宅、空家あっせん等） ○各種相談窓口の開設情報等 ○罹災証明書の発行情報 ○税・手数料等の減免措置の状況 ○災害援護金等の融資情報等				現行 P3-199 誤字修正
地震・津波に関する情報の伝達 (2) 伝達の手段				地震・津波に関する情報の伝達 (2) 伝達の手段				現行 P3-200 時点修正
主な災害時通信手段		主な通信区間		主な災害時通信手段		主な通信区間		主な使用条件
有線	一般回線	○各対策部および関係機関との連絡	N T T の一般回線が使用可能な場合は、原則として、こちらを利用する。		有線	一般回線	○各対策部および関係機関との連絡	N T T の一般回線が使用可能な場合は、原則として、こちらを利用する。
	電話ごとに連絡責任者と専用従事者を指名して窓口の統一を図る。（電話対応班）		災害時優先電話	電話ごとに連絡責任者と専用従事者を指名して窓口の統一を図る。（電話対応班）				
	機動性を有効に活用するように運用する。		携帯電話	機動性を有効に活用するように運用する。				
	原則として単独送信とし、一斉通信をしない。送信エラーが発生したときは、再送信の前に相手先に原因がないか必ず確認を取る。		FAX	原則として単独送信とし、一斉通信をしない。送信エラーが発生したときは、再送信の前に相手先に原因がないか必ず確認を取る。				
無線	高知県防災行政無線（衛星系）	○災害対策本部と県、近隣市町村、関係機関との連絡			無線	高知県防災行政無線（衛星系）	○災害対策本部と県、近隣市町村、関係機関との連絡	
	香南市防災行政無線（移動系：アナログ）	○移動車両や災害現場の臨時指揮所、防災拠点等との連絡	災害現場と無線機を常設していない防災拠点では、連絡要員をつけて無線機を輸送配置し、無線機の使用方法的説明および通信管理に当たらせる。			香南市防災行政無線（移動系：アナログ）	○移動車両や災害現場の臨時指揮所、防災拠点等との連絡	災害現場と無線機を常設していない防災拠点では、連絡要員をつけて無線機を輸送配置し、無線機の使用方法的説明および通信管理に当たらせる。
	香南市防災行政無線	○設置地域の住民に対する	統制局には無線従事者を適切に配置し			香南市防災行政無線	○設置地域の住民に対する	統制局には無線従事者を適切に配置し

現行（令和6年3月）				修正案（令和7年3月）				備考
	（固定系：デジタル）	情報伝達	運用する。		（固定系：デジタル）	情報伝達	運用する。	
	<u>無線 WiFi 通信システム</u>	○指定避難所、指定緊急避難場所、防災拠点施設等と市災害対策本部との連絡	<u>整備を検討</u>		<u>香南市情報通信・管理システム</u>	○指定避難所、指定緊急避難場所、防災拠点施設等と市災害対策本部との連絡	<u>南海トラフ地震等発災時、避難所に避難してきた市民の安否確認等で活用</u>	
	消防救急無線	○消防部間の連絡	消防救急無線は、消防部間での連絡網として使用するほか、災害対策本部の指示を受けて情報収集に使用する。		消防救急無線	○消防部間の連絡	消防救急無線は、消防部間での連絡網として使用するほか、災害対策本部の指示を受けて情報収集に使用する。	
	臨時災害 FM 放送局	○住民に対する情報伝達	臨時の災害放送を行う。		臨時災害 FM 放送局	○住民に対する情報伝達	臨時の災害放送を行う。	
	衛星携帯電話	○消防部、各支所および関係機関との連絡	有線系が利用できない場合、また携帯電話が利用できない場合でも確実な情報の伝達等を行うため利用する		衛星携帯電話	○消防部、各支所および関係機関との連絡	有線系が利用できない場合、また携帯電話が利用できない場合でも確実な情報の伝達等を行うため利用する	
一般広報の実施 (2) 報道機関への資料提供による広報 統括部広報班は、災害発生直後に <u>野市ふれあいセンター内</u> に特設する記者発表室において、災害対策本部がとりまとめた（1）の情報を直ちに報道機関に発表するものとする。 また、報道機関から独自の取材があった場合にも、積極的に情報提供をするものとする。				一般広報の実施 (2) 報道機関への資料提供による広報 統括部広報班は、災害発生直後に <u>本庁 3 階応接室</u> に特設する記者発表室において、災害対策本部がとりまとめた（1）の情報を直ちに報道機関に発表するものとする。 また、報道機関から独自の取材があった場合にも、積極的に情報提供をするものとする。				現行 P3-203 時点修正
一時市外避難者への広報 担当：広報班				一時市外避難者への広報 担当：広報班、 <u>本部班</u>				現行 P3-203 時点修正
2 市民等からの照会に対する活動 緊急問い合わせ対応 (2) 緊急問い合わせへの対応の方法				2 市民等からの照会に対する活動 緊急問い合わせ対応 (2) 緊急問い合わせへの対応の方法				現行 P3-206 誤字修正
統括部	本部	班	市災害対策本部の決定事項等、市民に情報提供する事項については、統括部電話対応班に連絡し、その後の対応の迅速化を図る。	統括部	本部	班	市災害対策本部の決定事項等、市民に情報提供する事項については、統括部電話対応班に連絡し、その後の対応の迅速化を図る。	
統括部	電話	対応班	①災害発生直後に多発すると想定される市民からの電話による問い合わせ、相談に対応する。問い合わせ内容は、「情報処理カード」の様式に記入する。 ②市民からの問い合わせについては、直ちにその内容を精査し、関係部長または班長に連絡するとともに、必要に応じ、市災害対策本部に報告する。 ③問い合わせ <u>に</u> 内容を整理し、頻繁に質問される項目について FAQ を作成する。また、必要に応じ、統括部広報班に翌日以降の広報紙・ホームページ等への掲載を依頼する。	統括部	電話	対応班	①災害発生直後に多発すると想定される市民からの電話による問い合わせ、相談に対応する。問い合わせ内容は、「情報処理カード」の様式に記入する。 ②市民からの問い合わせについては、直ちにその内容を精査し、関係部長または班長に連絡するとともに、必要に応じ、市災害対策本部に報告する。 ③問い合わせ内容を整理し、頻繁に質問される項目について FAQ を作成する。また、必要に応じ、統括部広報班に翌日以降の広報紙・ホームページ等への掲載を依頼する。	
第4節 防災関係機関との連携 3 自衛隊への応援要請				第4節 防災関係機関との連携 3 自衛隊への応援要請				現行 P3-213 時点修正

現行（令和 6 年 3 月）		修正案（令和 7 年 3 月）		備考
自衛隊の派遣要請 (1) 災害派遣要請基準		自衛隊の派遣要請 (1) 災害派遣要請基準		
1	本部長は、災害に際し、市職員の動員だけでは人命または財産を保護するための応急対策の実施が不可能または困難であると認められる場合に派遣要請の 要求 を行う。	1	本部長は、災害に際し、市職員の動員だけでは人命または財産を保護するための応急対策の実施が不可能または困難であると認められる場合に派遣要請を行う。	
2	各部長は、災害に際し、各部において実施すべき応急対策の実施が困難な場合に、自衛隊派遣要請の要求を本部長に上申する。	2	各部長は、災害に際し、各部において実施すべき応急対策の実施が困難な場合に、自衛隊派遣要請の要求を本部長に上申する。	
3	特に大規模の災害が発生した場合は、概括的情報に基づき判断する。	3	特に大規模の災害が発生した場合は、概括的情報に基づき判断する。	
(3) 災害派遣要請要領		(3) 災害派遣要請要領		
1	本部長（市長）または副本部長（副市長）は、自衛隊の支援が必要と判断したときは、次の事項を明らかにして南国警察署長と連絡調整し、知事に 要求 するとともに自衛隊に通報する。 要請の要求は原則として文書が必要であるが、先に電話で連絡し、後日文書であらためて処理する。 ①災害の状況および派遣を必要とする理由 ②派遣を希望する期間 ③希望する派遣区域および活動内容 ④要請責任者の職氏名 ⑤災害派遣時における特殊携行装備または作業種類 ⑥派遣地への最適経路 ⑦連絡場所および現場責任者氏名ならびに標識または誘導地点およびその標示	1	本部長（市長）または副本部長（副市長）は、自衛隊の支援が必要と判断したときは、次の事項を明らかにして南国警察署長と連絡調整し、知事に 要請 するとともに自衛隊に通報する。 要請の要求は原則として文書が必要であるが、先に電話で連絡し、後日文書であらためて処理する。 ①災害の状況および派遣を必要とする理由 ②派遣を希望する期間 ③希望する派遣区域および活動内容 ④要請責任者の職氏名 ⑤災害派遣時における特殊携行装備または作業種類 ⑥派遣地への最適経路 ⑦連絡場所および現場責任者氏名ならびに標識または誘導地点およびその標示	
2	本部長（市長）または副本部長（副市長）は、通信等の途絶により、知事に対して災害派遣の 要求 ができない場合、その旨および災害の状況を直接自衛隊に通知することができる。この場合は、その旨を速やかに所定の手続により知事に通知しなければならない。	2	本部長（市長）または副本部長（副市長）は、通信等の途絶により、知事に対して災害派遣の 要請 ができない場合、その旨および災害の状況を直接自衛隊に通知することができる。この場合は、その旨を速やかに所定の手続により知事に通知しなければならない。	
3	災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、都道府県知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく自衛隊が派遣される場合がある。	3	災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、都道府県知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく自衛隊が派遣される場合がある。	
自衛隊の受入 ・自衛隊派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。		自衛隊の受入 ・自衛隊派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。		現行 P3-214 時点修正
自衛隊の受入担当	自衛隊の受入、市災害対策本部と自衛隊との間における総合調整は、統括部本部班があたる。	自衛隊の受入担当	自衛隊の受入、市災害対策本部と自衛隊との間における総合調整は、統括部本部班があたる。	
災害対策本部への自衛隊連絡班の参加	自衛隊連絡所を、本庁 3 階 3 0 3 会議室～ 3 0 5 会議室 に設置する市災害対策本部内に設ける。また、必要に応じて災害対策本部会議に参加を要請する。	災害対策本部への自衛隊連絡班の参加	自衛隊連絡所を、 市役所本庁内会議室等 に設置する市災害対策本部内に設ける。また、必要に応じて災害対策本部会議に参加を要請する。	
ヘリポートの確保	「第 2 部 第 3 章 第 2 節 緊急輸送活動」に基づく。	ヘリポートの確保	「第 2 部 第 3 章 第 2 節 緊急輸送活動」に基づく。	
作業実施期間中の現場責任者の設定	作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者をおき自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。	作業実施期間中の現場責任者の設定	作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者をおき自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。	
派遣部隊の作業に必要な資機材の準備	派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り市で準備し速やかに活動が開始できるよう留意する。	派遣部隊の作業に必要な資機材の準備	派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り市で準備し速やかに活動が開始できるよう留意する。	
派遣部隊の宿泊施設	香南市の自衛隊野営適地としては、「香南市応急期機能配置計画」によるも	派遣部隊の宿泊施設	香南市の自衛隊野営適地としては、「香南市応急期機能配置計画」によるも	

現行（令和6年3月）		修正案（令和7年3月）		備考
または設営適地の準備	のとする。	または設営適地の準備	のとする。	
4 国土交通省「TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）」への応援要請 TEC-FORCE（リエゾンを含む）の受入 ・TEC-FORCE（リエゾンを含む）派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。		4 国土交通省「TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）」への応援要請 TEC-FORCE（リエゾンを含む）の受入 ・TEC-FORCE（リエゾンを含む）派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。		現行 P3-217 時点修正
TEC-FORCE（リエゾンを含む）の受入担当	TEC-FORCE（リエゾンを含む）の受入、市災害対策本部と TEC-FORCE（リエゾンを含む）との間における総合調整は、統括部本部班があたる。	TEC-FORCE（リエゾンを含む）の受入担当	TEC-FORCE（リエゾンを含む）の受入、市災害対策本部と TEC-FORCE（リエゾンを含む）との間における総合調整は、統括部本部班があたる。	
災害対策本部への TEC-FORCE（リエゾンを含む）の参加	TEC-FORCE（リエゾンを含む）連絡所を、 <u>のいちふれあいセンター2階第1～3研修室</u> に設置する市災害対策本部内に設ける。また、必要に応じて災害対策本部会議への参加を要請する。	災害対策本部への TEC-FORCE（リエゾンを含む）の参加	TEC-FORCE（リエゾンを含む）連絡所を、 <u>市役所本庁内会議室等</u> に設置する市災害対策本部内に設ける。また、必要に応じて災害対策本部会議への参加を要請する。	
ヘリポートの確保	「第2部 第3章 第2節 緊急輸送活動」に基づく。	ヘリポートの確保	「第2部 第3章 第2節 緊急輸送活動」に基づく。	
作業実施期間中の現場責任者の設定	作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者をおき TEC-FORCE（リエゾンを含む）現地責任者と協議し、作業の推進を図る。	作業実施期間中の現場責任者の設定	作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者をおき TEC-FORCE（リエゾンを含む）現地責任者と協議し、作業の推進を図る。	
派遣部隊の作業に必要な資機材の準備	派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り市で準備し速やかに活動が開始できるよう留意する。	派遣部隊の作業に必要な資機材の準備	派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り市で準備し速やかに活動が開始できるよう留意する。	
派遣部隊の宿泊施設または設営適地の準備	香南市の TEC-FORCE（リエゾンを含む）野営適地としては、「香南市応急期機能配置計画」によるものとする。	派遣部隊の宿泊施設または設営適地の準備	香南市の TEC-FORCE（リエゾンを含む）野営適地としては、「香南市応急期機能配置計画」によるものとする。	
5 災害救助法の適用 救助の実施 ・次に掲げる救助の実施に関する知事の <u>職権</u> は、災害救助法第13条の規定に基づき、市長に委任されている。		5 災害救助法の適用 救助の実施 ・次に掲げる救助の実施に関する知事の <u>権限</u> は、災害救助法第13条の規定に基づき、市長に委任されている。		現行 P3-220 誤字修正
7 全庁的な被災地支援体制 被災地支援対策本部の設置 (1)被災地支援対策本部の構成		7 全庁的な被災地支援体制 被災地支援対策本部の設置 (1)被災地支援対策本部の構成		現行 P3-222 時点修正
本部長	市長とする。	本部長	市長とする。	
副本部長	副市長とする。	副本部長	副市長とする。	

現行（令和6年3月）		修正案（令和7年3月）		備考
本部員	以下に掲げる職にある者をもって充てる。 ①防災対策課長 ②企画財政課長 ③総務課長 ④市民保健課長 ⑤福祉事務所長 ⑥教育次長 ⑦建設課長 ⑧上下水道課長 ⑨税務収納課長 ⑩ <u>管理部長</u>	本部員	以下に掲げる職にある者をもって充てる。 ①防災対策課長 ②企画財政課長 ③総務課長 ④市民保健課長 ⑤福祉事務所長 ⑥教育次長 ⑦建設課長 ⑧上下水道課長 ⑨税務収納課長	
第2章 市民の安全確保と生活支援 第1節 避難者対策 【基本的な考え方】 風水害・地震・津波等の災害から市民等の生命・身体等の安全を守るとともに、二次災害の回避および住居等が被災した場合の一時적および一定期間の生活空間を確保するため、必要な避難場所や避難所の選定や整備等について定めるものとする。 計画にあたっては、過去の大規模災害における課題等を踏まえ、女性や高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人等、多様な被災者の視点に立ち、避難所の指定の在り方や運営方法を改善するとともに、在宅や車中泊等の避難者への対応に配慮するものとする。		第2章 市民の安全確保と生活支援 第1節 避難者対策 【基本的な考え方】 風水害・地震・津波等の災害から市民等の生命・身体等の安全を守るとともに、二次災害の回避および住居等が被災した場合の一時적および一定期間の生活空間を確保するため、必要な避難場所や避難所の選定や整備等について定めるものとする。 計画にあたっては、過去の大規模災害における課題等を踏まえ、女性や高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人等、多様な被災者の視点に立ち、避難所の指定の在り方や運営方法を改善するとともに、在宅や車中泊等の避難者への対応に <u>も</u> 配慮するものとする。		現行 P3-226 表現修正
応急対策の流れ（風水害） 災害の発生 災害情報の収集 (統括部) 避難指示等の検討・進言 内※：統括部本部班 外※：消防部 避難指示等の判断・発令 (本部長) 避難指示等の伝達 (統括部、消防部) 避難所の開設 内※：避難所世話人 外※：初動要員、市民等 避難所の開設 内※：避難所世話人 外※：初動要員、市民等 本部会議・県への報告 (避難所学校教育対策部) 本部への報告 (避難所世話人) 避難所 〔※ 内：勤務時間内 外：勤務時間外〕		応急対策の流れ（風水害） 災害の発生 災害情報の収集 (統括部) 避難指示等の検討・進言 内※：統括部本部班 外※：消防部 避難指示等の判断・発令 (本部長) 避難指示等の伝達 (統括部、消防部) 避難所の開設 内※：避難所世話人 外※：初動要員、市民等 避難所の管理・運営 内※：避難所世話人 外※：初動要員、市民等 本部会議・県への報告 (避難所学校教育対策部) 本部への報告 (避難所世話人) 避難所 〔※ 内：勤務時間内 外：勤務時間外〕		現行 P3-227 時点修正

現行（令和6年3月）	修正案（令和7年3月）	備考
1 避難指示等の発令・周知 避難指示等の発令・周知 - 市は、市民の生命または身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合、高齢者等避難や避難指示、緊急安全確保を発令する。 - 市以外にも県や警察官などが発令することもあるが、発令された避難指示等は、発令主体（市、県、国、警察官など）、避難理由、避難先、避難後の指示連絡などを明らかにしながら、防災行政無線、香南市メール配信サービス、緊急速報メール等、香南ケーブルテレビの緊急L字放送、広報車等で多重的に市民への周知徹底を図る。 <u>（災害に伴う危険が解消したと認められた場合）</u> <u>速やかに警戒区域を解除し、その旨を公示する。</u>	1 避難指示等の発令・周知 避難指示等の発令・周知 - 市は、市民の生命または身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合、高齢者等避難や避難指示、緊急安全確保を発令する。 - 市以外にも県や警察官などが発令することもあるが、発令された避難指示等は、発令主体（市、県、国、警察官など）、避難理由、避難先、避難後の指示連絡などを明らかにしながら、防災行政無線、香南市メール配信サービス、緊急速報メール等、香南ケーブルテレビの緊急L字放送、広報車等で多重的に市民への周知徹底を図る。 <u>（災害に伴う危険が解消したと認められた場合）</u><u>は速やかに警戒区域を解除し、その旨を公示する。</u>	現行 P3-242 表現修正
警戒区域の設定 - 災害対策基本法第63条に基づき、市長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとする場合、生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があるときは、警戒区域を設けて、設定した区域への応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、またはその区域からの退去を命ずる。 <u>なわ張り</u>等による警戒区域の表示、交通規制など、必要な措置を南国警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。また、可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。 <u>（災害に伴う危険が解消したと認められた場合）</u> <u>速やかに警戒区域を解除し、その旨を公示する。</u>	警戒区域の設定 - 災害対策基本法第63条に基づき、市長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとする場合、生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があるときは、警戒区域を設けて、設定した区域への応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、またはその区域からの退去を命ずる。 <u>標識テープ（立入禁止）</u>等による警戒区域の表示、交通規制など、必要な措置を南国警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。また、可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。 <u>（災害に伴う危険が解消したと認められた場合）</u><u>は速やかに警戒区域を解除し、その旨を公示する。</u>	現行 P3-242 時点修正
2 避難の誘導 避難指示等が発令された場合や、発令されるいとまがないものの、生命・身体に危険が切迫している時は、市職員、消防団員、自主防災組織が一丸となり、各事業所とも連携をとりながら、市民、観光客等が指定緊急避難場所、指定避難所など、安全な場所に避難するよう誘導する。また、医療・要配慮者対策部は、中央東福祉保健所と連携し、<u>新型コロナウイルス感染症</u>の自宅療養者等の避難の確保に向けた調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。	2 避難の誘導 避難指示等が発令された場合や、発令されるいとまがないものの、生命・身体に危険が切迫している時は、市職員、消防団員、自主防災組織が一丸となり、各事業所とも連携をとりながら、市民、観光客等が指定緊急避難場所、指定避難所など、安全な場所に避難するよう誘導する。また、医療・要配慮者対策部は、中央東福祉保健所と連携し、<u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）</u>発生時における自宅療養者等の避難の確保に向けた調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u>	現行 P3-244 時点修正
避難の流れ （2）地震・津波時の場合 ア．勤務時間内の避難誘導 ①大津波警報時 - 大津波警報が発令されたら、吉川庁舎に在庁の職員は、吉川防災コミュニティセンター、その他避難高台、避難タワーに、在庁の市民、吉川みどり保育所の児童、避難している市民を誘導・受入する。 - 赤岡庁舎（赤岡市民館・赤岡保健センター）に在庁の職員は、<u>赤岡市民館</u>、歴史の丘公園、轟神社、香南消防署、城山高校、その他避難高台、避難タワーに、在庁の市民、赤岡保育所の児童、避難している市民を誘導・受入する。	避難の流れ （2）地震・津波時の場合 ア．勤務時間内の避難誘導 ①大津波警報時 - 大津波警報が発令されたら、吉川庁舎に在庁の職員は、吉川防災コミュニティセンター、その他避難高台、避難タワーに、在庁の市民、吉川みどり保育所の児童、避難している市民を誘導・受入する。 - 赤岡庁舎（赤岡市民館・赤岡保健センター）に在庁の職員は、歴史の丘公園、轟神社、香南消防署、城山高校、その他避難高台、避難タワーに、在庁の市民、赤岡保育所の児童、避難している市民を誘導・受入する。	現行 P3-244 時点修正

現行（令和6年3月）	修正案（令和7年3月）	備考																
・夜須庁舎（夜須中央公民館・大峰の里）に在庁の職員は、夜須運動広場、観音山、その他避難高台、避難タワーに、在庁の市民、夜須保育所の児童、夜須幼稚園の児童、避難している市民を誘導・受入する。 ・市内に外出している職員は、外出先で、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、可能な避難誘導を行う。 ・浸水想定区域内の消防団の団員は、避難している市民に対し、地域のこれら施設や避難高台、避難タワーへの避難誘導を行う。 ・いずれの場合も、職員・消防団員は、自身の身の安全を最優先に、可能な避難誘導を行う。 ②大津波警報以外 ※以下略	・夜須庁舎（夜須中央公民館・大峰の里）に在庁の職員は、夜須運動広場、観音山、その他避難高台、避難タワーに、在庁の市民、夜須保育所の児童、夜須幼稚園の児童、避難している市民を誘導・受入する。 ・市内に外出している職員は、外出先で、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、可能な避難誘導を行う。 ・浸水想定区域内の消防団の団員は、避難している市民に対し、地域のこれら施設や避難高台、避難タワーへの避難誘導を行う。 ・いずれの場合も、職員・消防団員は、自身の身の安全を最優先に、可能な避難誘導を行う。 ②大津波警報以外 ※以下略																	
3 避難所の開設・運営 避難所の開設の決定 <table><tr><td>地震等発生時</td><td>・本部長は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、指定避難所の全てまたは一部を開設することとし、避難所・学校教育対策部長に避難所の開設を指示する。</td></tr><tr><td>風水害発生時</td><td>・本部長は、土砂災害が予想される場合の早期からの自主避難に備えるため、原則として市内の5箇所（のいちふれあいセンター・香我美市民館（香我美図書館）・赤岡市民館・夜須中央公民館・<u>吉川総合センター</u>）の避難所を限定し、避難所の開設を指示する。</td></tr><tr><td></td><td>・高齢者等避難の発令が予想される場合は、自主避難所として開設した5避難所に加えて、地域による開設・運営を基本とする避難所を追加開設する。</td></tr><tr><td></td><td>状況により、上記避難所で対応できないときは、さらに避難所を追加設置する。</td></tr></table>	地震等発生時	・本部長は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、指定避難所の全てまたは一部を開設することとし、避難所・学校教育対策部長に避難所の開設を指示する。	風水害発生時	・本部長は、土砂災害が予想される場合の早期からの自主避難に備えるため、原則として市内の5箇所（のいちふれあいセンター・香我美市民館（香我美図書館）・赤岡市民館・夜須中央公民館・ <u>吉川総合センター</u> ）の避難所を限定し、避難所の開設を指示する。		・高齢者等避難の発令が予想される場合は、自主避難所として開設した5避難所に加えて、地域による開設・運営を基本とする避難所を追加開設する。		状況により、上記避難所で対応できないときは、さらに避難所を追加設置する。	3 避難所の開設・運営 避難所の開設の決定 <table><tr><td>地震等発生時</td><td>・本部長は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、指定避難所の全てまたは一部を開設することとし、避難所・学校教育対策部長に避難所の開設を指示する。</td></tr><tr><td>風水害発生時</td><td>・本部長は、土砂災害が予想される場合の早期からの自主避難に備えるため、原則として市内の5箇所（のいちふれあいセンター・香我美市民館（香我美図書館）・赤岡市民館・夜須中央公民館・<u>吉川防災コミュニティセンター</u>）の避難所を限定し、避難所の開設を指示する。</td></tr><tr><td></td><td>・高齢者等避難の発令が予想される場合は、自主避難所として開設した5避難所に加えて、地域による開設・運営を基本とする避難所を追加開設する。</td></tr><tr><td></td><td>状況により、上記避難所で対応できないときは、さらに避難所を追加設置する。</td></tr></table>	地震等発生時	・本部長は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、指定避難所の全てまたは一部を開設することとし、避難所・学校教育対策部長に避難所の開設を指示する。	風水害発生時	・本部長は、土砂災害が予想される場合の早期からの自主避難に備えるため、原則として市内の5箇所（のいちふれあいセンター・香我美市民館（香我美図書館）・赤岡市民館・夜須中央公民館・ <u>吉川防災コミュニティセンター</u> ）の避難所を限定し、避難所の開設を指示する。		・高齢者等避難の発令が予想される場合は、自主避難所として開設した5避難所に加えて、地域による開設・運営を基本とする避難所を追加開設する。		状況により、上記避難所で対応できないときは、さらに避難所を追加設置する。	現行 P3-249 時点修正
地震等発生時	・本部長は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、指定避難所の全てまたは一部を開設することとし、避難所・学校教育対策部長に避難所の開設を指示する。																	
風水害発生時	・本部長は、土砂災害が予想される場合の早期からの自主避難に備えるため、原則として市内の5箇所（のいちふれあいセンター・香我美市民館（香我美図書館）・赤岡市民館・夜須中央公民館・ <u>吉川総合センター</u> ）の避難所を限定し、避難所の開設を指示する。																	
	・高齢者等避難の発令が予想される場合は、自主避難所として開設した5避難所に加えて、地域による開設・運営を基本とする避難所を追加開設する。																	
	状況により、上記避難所で対応できないときは、さらに避難所を追加設置する。																	
地震等発生時	・本部長は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、指定避難所の全てまたは一部を開設することとし、避難所・学校教育対策部長に避難所の開設を指示する。																	
風水害発生時	・本部長は、土砂災害が予想される場合の早期からの自主避難に備えるため、原則として市内の5箇所（のいちふれあいセンター・香我美市民館（香我美図書館）・赤岡市民館・夜須中央公民館・ <u>吉川防災コミュニティセンター</u> ）の避難所を限定し、避難所の開設を指示する。																	
	・高齢者等避難の発令が予想される場合は、自主避難所として開設した5避難所に加えて、地域による開設・運営を基本とする避難所を追加開設する。																	
	状況により、上記避難所で対応できないときは、さらに避難所を追加設置する。																	
避難所の開設 ・統括部で、選定した避難所の施錠の状況を確認し、施錠中の避難所がある場合、鍵開けを避難所管理班に個別に依頼する。 ・また、統括部は、開館中の施設も含め、全選定避難所に、市職員が速やかに配備されるよう、配備計画を立て、関係課に配備を個別に依頼する。 ・配備された職員は、避難所に到着し、開設を終えた時、その旨を所属班長を通じて統括部に報告する。 ・特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。 ・避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等について、県を通じて国と共有するよう努める。 ・指定避難所における <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難	避難所の開設 ・統括部で、選定した避難所の施錠の状況を確認し、施錠中の避難所がある場合、鍵開けを避難所管理班に個別に依頼する。 ・また、統括部は、開館中の施設も含め、全選定避難所に、市職員が速やかに配備されるよう、配備計画を立て、関係課に配備を個別に依頼する。 ・配備された職員は、避難所に到着し、開設を終えた時、その旨を所属班長を通じて統括部に報告する。 ・特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。 ・避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等について、県を通じて国と共有するよう努める。 ・<u>指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</u> ・指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペース	現行 P3-250 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し 時点修正																

現行（令和6年3月）	修正案（令和7年3月）	備考
所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。 ・ただし、東日本大震災や熊本地震のように「突発的かつ大規模な災害」が発生した場合など開設に急を要する場合は、次の方法をとる。 (1) 勤務時間内に避難所を開設する場合 ①避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。 ②避難者が収容を求めた場合は、災害対策本部からの要請がなくとも施設管理者が開設し、施設管理者が避難所・学校教育対策部長に避難所担当者の派遣を要請する。 (2) 勤務時間外に避難所を開設する場合 <u>①開設する避難所の優先順位</u> <u>発災直後は混乱が予想され、すべての指定避難所を同時に開設することは難しい。そこで、一部の指定避難所を優先的に開設し、避難者数に応じて開設する避難所を市職員が段階的に配備する。</u> <u>○開設する避難場所の優先順位</u> <u>1. 指定避難所で避難所運営マニュアルの策定が完了している施設</u> <u>2. 1 以外の指定避難所</u> <u>3. 1、2 以外のすべての施設</u> <u>②避難所の開設</u> 指定避難所で「避難所運営マニュアル」が策定されている施設は、マニュアルに基づき実施するものとする。また、各避難所運営委員会は、近所の地域指定一時避難場所等の<u>開設</u>状況を把握し、市災害対策本部へ報告するものとする。避難所担当者は、地震災害発生後直ちに各担当避難所を開設する。 施設管理者は、地震災害発生時は直ちに対応できる体制を事前に市民と協議する。 学校施設に関しては、教職員も開設<u>する</u>。 <u>③開設した避難所の周知</u> 避難所を開設した場合、統括部本部班および広報班は以下の手段を用いて、開設している避難所を市民に周知する。 ○防災行政無線、電話自動応答 ○香南市メール配信サービス、緊急速報メール ○広報車 ○ホームページ ○KCTV L 字放送	の確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。 ・ただし、東日本大震災や熊本地震のように「突発的かつ大規模な災害」が発生した場合など開設に急を要する場合は、次の方法をとる。 (1) 勤務時間内に避難所を開設する場合 ①避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。 ②避難者が収容を求めた場合は、災害対策本部からの要請がなくとも施設管理者が開設し、施設管理者が避難所・学校教育対策部長に避難所担当者の派遣を要請する。 (2) 勤務時間外に避難所を開設する場合 <u>①避難所の開設</u> 指定避難所で「避難所運営マニュアル」が策定されている施設は、マニュアルに基づき実施するものとする。また、各避難所運営委員会は、近所の地域指定一時避難場所等の<u>避難</u>状況を把握し、市災害対策本部へ報告するものとする。避難所担当者は、地震災害発生後直ちに各担当避難所を開設する。 施設管理者は、地震災害発生時は直ちに対応できる体制を事前に市民と協議する。 学校施設に関しては、教職員も開設<u>に協力する</u>。 <u>②開設した避難所の周知</u> 避難所を開設した場合、統括部本部班および広報班は以下の手段を用いて、開設している避難所を市民に周知する。 ○防災行政無線、電話自動応答、<u>防災行政無線テレフォンサービス（57-5261）</u> ○香南市メール配信サービス、緊急速報メール ○広報車 ○ホームページ ○KCTV L 字放送	
<避難所運営マニュアル（一部抜粋）>	<避難所運営マニュアル（一部抜粋）>	現行 P3-252 マニュアル改定に伴い修正

現行（令和6年3月）	修正案（令和7年3月）	備考
避難所運営の流れ 避難所へ集まった人 マニュアルを入手する リーダーを決める 避難者に待機をお願いする 1 避難所を開設するための準備 リーダーが実施者を決め、緑色のカードを渡し、作業を指示する 1-1 避難所の安全確認 使用不可能 → 他の避難所へ 使用可能 1-2 受付の設置 1-3 避難所の区割り 2 避難者の受け入れ リーダーが実施者を決め、茶色のカードを渡し、作業を指示する 2-1 避難者の受付 2-2 居住スペースへの誘導 2-3 トイレの確保 2-4 傷病者の把握・応急対応 2-5 要配慮者の把握・生活支援 2-6 ペットの受け入れ 2-7 食料・物資の配給 2-8 被災者への情報伝達 2-9 災害対策本部との連絡 リーダーは状況を見て、避難所運営委員会による運営に移行させる 3-1 避難所運営委員会の設置 3-2 活動内容 総務班 ・情報収集 ・本部との連絡など 避難者管理班 ・名簿の管理 ・避難者数の把握など 施設管理班 ・施設の見回り ・居住スペース再編など 救護班 ・体操の実施 ・健康相談など 環境衛生班 ・清掃・管理 ・ごみ管理など 食料・物資班 ・食料の配給 ・必要物資の把握など 3-3 避難所のルール 撤収 閉鎖に向けた動き	避難所運営の流れ 避難所へ集まった人 マニュアルを入手する リーダーを決める 避難者に待機をお願いする 1 避難所を開設するための準備 リーダーが実施者を決め、緑色のカードを渡し、作業を指示する 1-1 避難所の安全確認 使用不可能 → 他の避難所へ 使用可能 1-2 受付の設置 1-3 避難所の区割り 1-4 トイレの保全 2 避難者の受け入れ リーダーが実施者を決め、茶色のカードを渡し、作業を指示する 2-1 避難者の受付 2-2 居住スペースへの誘導 2-3 トイレの確保 2-4 傷病者の把握・応急対応 2-5 体調不良者の把握・応急対応 2-6 要配慮者の把握・生活支援 2-7 ペットの受け入れ 2-8 食料・物資の配給 2-9 被災者への情報伝達 2-10 災害対策本部との連絡 リーダーは状況を見て、避難所運営委員会による運営に移行させる 3-1 避難所運営委員会の設置 3-2 活動内容 総務班 ・情報収集 ・本部との連絡など 避難者管理班 ・名簿の管理 ・避難者数の把握など 施設管理班 ・施設の見回り ・居住スペース再編など 救護班 ・体操の実施 ・健康相談など 環境衛生班 ・清掃・管理 ・ごみ管理など 食料・物資班 ・食料の配給 ・必要物資の把握など 撤収 閉鎖に向けた動き	
避難所の運営管理 (1) 避難所の運営における役割 各避難所において適切な運営管理を行う。この際、避難所への情報の提供、食料、水等の配達配布等	避難所の運営管理 (1) 避難所の運営における役割 各避難所において適切な運営管理を行う。この際、避難所への情報の提供、食料、<u>飲料</u>水等の配達配	現行 P3-253 表現修正

現行（令和6年3月）		修正案（令和7年3月）		備考
については市が行い、避難所内での情報の共有や、食料、水等の配布、清掃等の避難所運営については、避難所担当者（派遣されている場合）とともに、避難者、自主防災組織等が運営する。また、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。 避難者の健全な住生活の早期確保のために、避難所の早期解消に努めることを基本とする。		布等については市が行い、避難所内での情報の共有や、食料、 <u>飲料</u> 水等の配布、清掃等の避難所運営については、避難所担当者（派遣されている場合）とともに、避難者、自主防災組織等が運営する。また、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。 避難者の健全な住生活の早期確保のために、避難所の早期解消に努めることを基本とする。		
※抜粋		※抜粋		
学校教職員の協力	避難所となった施設の学校教職員は、避難所開設初期7日間を <u>めやす</u> として、避難所の運営に協力し、支援業務を行う。ただし、8日目以降については、当該学校施設の児童・生徒の保護ならびに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で市災害対策本部の要請により協力するものとする。	学校教職員の協力	避難所となった施設の学校教職員は、避難所開設初期7日間を <u>目安</u> として、避難所の運営に協力し、支援業務を行う。ただし、8日目以降については、当該学校施設の児童・生徒の保護ならびに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で市災害対策本部の要請により協力するものとする。	
避難所情報の管理		避難所情報の管理		現行 P3-254 表現修正
・避難所・学校教育対策部は、各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を統括管理する。 ・避難者情報は、災害応急対策活動、 <u>又</u> 避難者の自立を支援する施策実施のための基礎資料として、避難所・学校教育対策部長が災害対策本部会議に報告する。 ・各部長は、各部における対策実施に当たって避難者情報を収集する必要がある場合は、避難所・学校教育対策部長に調査の実施協力を要請する。 ・避難者情報の収集および避難者名簿の管理に当たっては、個人情報に配慮する。		・避難所・学校教育対策部は、各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を統括管理する。 ・避難者情報は、災害応急対策活動、 <u>また</u> 避難者の自立を支援する施策実施のための基礎資料として、避難所・学校教育対策部長が災害対策本部会議に報告する。 ・各部長は、各部における対策実施に当たって避難者情報を収集する必要がある場合は、避難所・学校教育対策部長に調査の実施協力を要請する。 ・避難者情報の収集および避難者名簿の管理に当たっては、個人情報に配慮する。		
医療・保健体制				現行 P3-254 文言修正
災害医療コーディネーター	避難所に収容されている避難者に対する救護活動の体制（常駐・巡回）を計画する。なお、実施においては、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員との連携・協力 <u>を計画する</u> 。	災害医療コーディネーター	避難所に収容されている避難者に対する救護活動の体制（常駐・巡回）を計画する。なお、実施においては、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員との連携・協力 <u>体制を構築する</u> 。	
保健医療班	避難所生活が長期になる場合は、避難所に保健師・看護師を巡回させ、避難者の健康管理に当たる。なお、必要に応じて、医師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援を提供する。	保健医療班	避難所生活が長期になる場合は、避難所に保健師・看護師を巡回させ、避難者の健康管理に当たる。なお、必要に応じて、医師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援を提供する。	
避難生活の長期化への対応とプライバシー保護		避難生活の長期化への対応とプライバシー保護		現行 P3-255 文言修正 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し
・避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。 ・避難所・学校教育対策部は、避難所生活が3日以上長期となる場合は、生活機器、入浴支援、洗濯支援、宿泊施設・社会福祉施設等の活用等を、マニュアルに基づき避難者の生活を支援する。また、プライバシー保護、男女共同参画センターと連携し、女性等多様な <u>の</u> 視点を踏まえた対策にも配慮する。		・避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。 ・避難所・学校教育対策部は、避難所生活が3日以上長期となる場合は、 <u>プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものと</u>		

現行（令和6年3月）		修正案（令和7年3月）	備考
		<u>する。</u>	
避難所以外に滞在する被災者についての配慮 ・市は地域の消防団や自主防災組織等の協力等により、避難所に滞在しない在宅の被災者の情報を把握し、それらの被災者に対し、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努める。 ・在宅の被災者の内、要配慮者の状況を把握し、状況により、必要な支援を行う。		避難所以外に滞在する被災者についての配慮 ・市は地域の消防団や自主防災組織等の協力等により、避難所に滞在しない在宅の被災者の情報を把握し、それらの被災者に対し、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努める。 ・在宅の被災者の内、要配慮者の状況を把握し、状況により、必要な支援を行う。 <u>・市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u> <u>・市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u>	現行 P3-256 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し
愛玩動物との同行避難の支援 ・避難所に同行した犬、猫など、 <u>愛玩動物</u> の保護・管理に努める。		家庭動物との同行避難の支援 ・ <u>被災者支援等の観点から</u> 、避難所に同行した犬、猫など、 <u>家庭動物</u> の保護・管理に努める。	現行 P3-257 時点修正 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し
項目	収容対策	項目	収容対策
避難所管理班	県動物愛護センターと連携し、次の事項について、獣医師会および動物愛護団体が設置し、県が支援する動物救援本部に対して要請する。また、動物救援本部に対し、避難所における <u>愛玩動物</u> の状況等、必要に応じ情報を提供する。 ①飼養されている動物に対する餌の配布 ②負傷した動物の収容・治療・保管 ③放浪動物の収容・保管 ④飼養困難な動物の一時保管 ⑤動物に対する相談の実施等	避難所管理班	県動物愛護センターと連携し、次の事項について、獣医師会および動物愛護団体が設置し、県が支援する動物救援本部に対して要請する。また、動物救援本部に対し、避難所における <u>家庭動物</u> の状況等、必要に応じ情報を提供する。 ①飼養されている動物に対する餌の配布 ②負傷した動物の収容・治療・保管 ③放浪動物の収容・保管 ④飼養困難な動物の一時保管 ⑤動物に対する相談の実施等
	避難所での <u>愛玩動物</u> 対策として、以下の事項を実施する。 ① <u>愛玩動物</u> 飼育ルールの掲載・周知 ② 避難所における <u>愛玩動物</u> 管理区域の設定 ③ <u>愛玩動物</u> 管理者に対して、ケージ、首輪、引綱、餌等の準備の呼びかけ ④ 中長期に及ぶ避難を見据えた <u>愛玩動物</u> 対策の推進（ <u>愛玩動物</u> 避難所の確保、管理体制の確立、ボランティア等の募集等） ⑤ 獣医師等との連携		避難所での <u>家庭動物</u> 対策として、以下の事項を実施する。 ① <u>家庭動物</u> 飼育ルールの掲載・周知 ② 避難所における <u>家庭動物</u> 管理区域の設定 ③ <u>家庭動物</u> 管理者に対して、ケージ、首輪、引綱、餌等の準備の呼びかけ ④ 中長期に及ぶ避難を見据えた <u>家庭動物</u> 対策の推進（ <u>家庭動物</u> 避難所の確保、管理体制の確立、ボランティア等の募集等） ⑤ 獣医師等との連携
<u>愛玩動物</u> の所有者	飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。	<u>家庭動物</u> の所有者	飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
香南市	<u>愛玩動物</u> の情報交換の場所として、避難所の掲示板の一面を提供するよう努め	香南市	<u>○ 避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u> <u>○ 家庭動物</u> の情報交換の場所として、避難所の掲示板の一面を提供するよう

現行（令和6年3月）		修正案（令和7年3月）		備考
	る。		努める。 ○ 香我美市民館に屋内のペット専用スペースを設置する。	
第2節 要配慮者支援対策 視聴覚障がい者に対する情報提供 ※抜粋		第2節 要配慮者支援対策 視聴覚障がい者に対する情報提供 ※抜粋		現行 P3-259 文言修正
統括部広報班	テレビ・ラジオ放送、広報紙、広報車等の様々な媒体 <u>を利用することにより</u> 、また障がい者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障がい者に確実に情報が伝達されるよう配慮する。	統括部広報班	テレビ・ラジオ放送、広報紙、広報車等の様々な媒体 <u>の</u> 利用、また障がい者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障がい者に確実に情報が伝達されるよう配慮する。	
第3節 帰宅困難者・観光客対策 学校・事業所等における帰宅困難者の保護対策		第3節 帰宅困難者・観光客対策 学校・事業所等における帰宅困難者の保護対策		現行 P3-261 時点修正
学校の登校中に災害が発生した場合	・大津波警報が解除されるまでは、帰宅させないことを原則とする。 ・所定の対応策に基づき、幼児児童生徒の安全を確保し、情報収集を行う。また、 <u>保育所・幼稚園・小学校は保護者への学校での引き渡しを原則とし、中学校は安全確認後下校させることを原則とし</u> 、帰宅への支援を行う。	学校の登校中に災害が発生した場合	・大津波警報が解除されるまでは、帰宅させないことを原則とする。 ・所定の対応策に基づき、幼児児童生徒の安全を確保し、情報収集を行う。また、 <u>幼児・児童の保護者への引き渡しは、原則それぞれの保育所・幼稚園・小学校で行う。中学校は安全確認後下校させることを原則として</u> 、帰宅への支援を行う。	
事業所で就業時間内に災害が発生した場合	・大津波警報が解除されるまでは、帰宅させないことを原則とする。 ・事業所の危機管理など対応策に基づき、従業員、施設利用者、来客等の安全を確保し、情報収集を図りつつ、避難所への誘導など安全を確保する。また、交通機関の運行状況等の情報をテレビ、ラジオ等から収集・伝達し、帰宅への支援を行う。	事業所で就業時間内に災害が発生した場合	・大津波警報が解除されるまでは、帰宅させないことを原則とする。 ・事業所の危機管理など対応策に基づき、従業員、施設利用者、来客等の安全を確保し、情報収集を図りつつ、避難所への誘導など安全を確保する。また、交通機関の運行状況等の情報をテレビ、ラジオ等から収集・伝達し、帰宅への支援を行う。	
第4節 消火活動対策 【基本的な考え方】 消火を中心とする消防活動を実施するに当たっての消防隊の組織、事務分担、部隊編成、通報連絡、警報の発令、隊員の招集配備警戒および防ぎょ活動について定め、 <u>それによって</u> 市民の生命身体および財産を災害から保護するとともに被害を軽減 <u>する</u> 。 地震によって発生する火災の形態は、地震規模、季節および時間帯により異なるが、同時多発火災の発生が予想される。災害の拡大を阻止するための消火活動を迅速・的確に行うことは勿論のこと、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救助・救急活動や必要な医療活動を行う。		第4節 消火活動対策 【基本的な考え方】 消火を中心とする消防活動を実施するに当たっての消防隊の組織、事務分担、部隊編成、通報連絡、警報の発令、隊員の招集配備警戒および防ぎょ活動について定め、 <u>ることにより</u> 市民の生命身体および財産を災害から保護するとともに被害を軽減 <u>を図る</u> 。 地震によって発生する火災の形態は、地震規模、季節および時間帯により異なるが、同時多発火災の発生が予想される。災害の拡大を阻止するための消火活動を迅速・的確に行うことは勿論のこと、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救助・救急活動や必要な医療活動を行う。		現行 P3-263 文言修正
初動体制の確立 (3) 消防部指揮本部の設置		初動体制の確立 (3) 消防部指揮本部の設置		現行 P3-265 時点修正
設置場所	消防部内に設置	設置場所	消防部内に設置	
本部の構成員	消防長、消防次長、消防署長、警防課長、消防団長、副団長、各班の責任者（◎印）	本部の構成員	消防長、消防次長、消防署長、警防課長、 <u>予防課長</u> 、消防団長、副団長、各班の責	

現行（令和 6 年 3 月）		修正案（令和 7 年 3 月）		備考
本部の役割	①市災害対策本部との連絡調整に関すること ②災害情報収集活動および応援体制ならびに避難指示に関すること ③現場活動方針および部隊運用、指令に関すること ④消防団、自主防災組織、防災関係協力機関との連絡調整に関すること		任者（◎印）	
		本部の役割	①市災害対策本部との連絡調整に関すること ②災害情報収集活動および応援体制ならびに避難指示に関すること ③現場活動方針および部隊運用、指令に関すること ④消防団、自主防災組織、防災関係協力機関との連絡調整に関すること	
消火活動の基本方針 (2) 消火活動の方針決定 ※抜粋		消火活動の基本方針 (2) 消火活動の方針決定 ※抜粋		現行 P3-266 文言修正
延焼火災が多発した場合	①非番 <u>員</u> 等の参集等による消防隊の増員等消防力の余力が生じた時点で、消火活動と併行して火災現場およびその周辺における救助、救急活動を行う ②現場の警察官との連携を密にし、付近住民等に協力を依頼し、自主救護体制の確保に努める	延焼火災が多発した場合	①非番 <u>職員</u> 等の参集等による消防隊の増員等消防力の余力が生じた時点で、消火活動と併行して火災現場およびその周辺における救助、救急活動を行う ②現場の警察官との連携を密にし、付近住民等に協力を依頼し、自主救護体制の確保に努める	
初動活動 (1) 消防部の初動措置 ※抜粋		初動活動 (1) 消防部の初動措置 ※抜粋		現行 P3-267 時点修正
情報の収集および報告	別項に定める情報を直ちに収集し、消防部指揮本部に帳票により 3 部（災对本部、出動隊、 <u>受付</u> ）報告する。	情報の収集および報告	別項に定める情報を直ちに収集し、消防部指揮本部に帳票により 3 部（災对本部、出動隊、 <u>通信指令</u> ）報告する。	
救助・救急活動の実施 (4) 救助・救急活動要領 ※抜粋		救助・救急活動の実施 (4) 救助・救急活動要領 ※抜粋		現行 P3-272 文言修正
救助活動要領	①情報収集の実施と分析を行い、救命率が高いと判断したところから救助活動に当たる。 ②救助活動では、二次災害の予防措置 <u>に</u> 徹底を図り実施する。 ③救助活動にあっては、活動が長期にわたるため必要に応じて交替要員を配置する。 ④消防隊、救急隊、消防団、自主防災組織等の協力のうえで救助活動を実施する。	救助活動要領	①情報収集の実施と分析を行い、救命率が高いと判断したところから救助活動に当たる。 ②救助活動では、二次災害の予防措置 <u>の</u> 徹底を図り実施する。 ③救助活動にあっては、活動が長期にわたるため必要に応じて交替要員を配置する。 ④消防隊、救急隊、消防団、自主防災組織等の協力のうえで救助活動を実施する。	
第 6 節 医療救護活動対策 【基本的な考え方】 南海トラフ地震発生時には、同時に県内全域で大量の負傷者が発生し、かつ津波による道路網の寸断などにより、後方搬送が事実上困難となることや医療機関自体の被災やライフラインの被災の影響に		第 6 節 医療救護活動対策 【基本的な考え方】 南海トラフ地震発生時には、同時に県内全域で大量の負傷者が発生し、かつ津波による道路網の寸断などにより、後方搬送が事実上困難となることや医療機関自体の被災やライフラインの被災の影響に		現行 P3-274 時点修正

現行（令和6年3月）				修正案（令和7年3月）				備考																								
より、提供できる医療にも一定の制約が発生することなどが想定される。こうしたことから、前方となる、より負傷者に近い場所で、地域の医療施設や医療従事者、さらには住民も参画した総力戦による医療救護活動を行うこととし、そのために必要な地域の実情にあった体制づくり、人材の育成や資機材（機材含む）の整備が必要となる。 このため、市および県は、高知県災害時医療救護計画に基づき、各種の医療機関・団体等や住民組織などによる幅広い協力を得て医療救護活動を行う。市は、香美郡医師会等の協力を得て医療救護所を設置し、負傷者のトリアージや応急処置等を行う。また、市が指定した救護病院（野市中央病院）が負傷者の受入を行い、市内での対応が困難な重症患者等については、県医療支部に広域的な受入の要請をする。県（医療支部）は、災害派遣医療チーム（DMA T：Disaster Medical Assistance Team）をはじめとする医療救護チームの派遣調整などの後方支援をするとともに、災害拠点病院等による受入調整と航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等による広域医療搬送を行う。 また、超急性期の負傷者等の医療救護がひと段落した後は、市は、避難所や自宅、福祉避難所等において、発災前から医療を受けていた慢性疾患患者等や、エコノミークラス症候群、生活不活発病など避難生活に起因して発生する疾病の予防と治療を行うための保健医療体制を確保する。県（医療支部）は県内外からの保健医療活動チームの派遣調整を行うなどして避難所等における保健医療体制を後方支援する。 なお、上記の詳細については、香美郡医師会等の意見を聞いて「香南市医療救護計画」を策定し具体的に記述することとする。 本計画では、風水害や大規模事故など局地的な災害の対応に関しても、医療救護の内容、体制は基本的に同じである<u>とし</u>、位置づけるものとする。				より、提供できる医療にも一定の制約が発生することなどが想定される。こうしたことから、前方となる、より負傷者に近い場所で、地域の医療施設や医療従事者、さらには住民も参画した総力戦による<u>前方展開型</u>医療救護活動を行うこととし、そのために必要な地域の実情にあった体制づくり、人材の育成や資機材（機材含む）の整備が必要となる。 このため、市および県は、高知県災害時医療救護計画に基づき、各種の医療機関・団体等や住民組織などによる幅広い協力を得て医療救護活動を行う。市は、香美郡医師会等の協力を得て医療救護所を設置し、負傷者のトリアージや応急処置等を行う。また、市が指定した救護病院（野市中央病院）が負傷者の受入を行い、市内での対応が困難な重症患者等については、県医療支部に広域的な受入の要請をする。県（医療支部）は、災害派遣医療チーム（DMA T：Disaster Medical Assistance Team）をはじめとする医療救護チームの派遣調整などの後方支援をするとともに、災害拠点病院等による受入調整と航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等による広域医療搬送を行う。 また、超急性期の負傷者等の医療救護がひと段落した後は、市は、避難所や自宅、福祉避難所等において、発災前から医療を受けていた慢性疾患患者等や、エコノミークラス症候群、生活不活発病など避難生活に起因して発生する疾病の予防と治療を行うための保健医療体制を確保する。県（医療支部）は県内外からの保健医療活動チームの派遣調整を行うなどして避難所等における保健医療体制を後方支援する。 なお、上記の詳細については、香美郡医師会等の意見を聞いて「香南市医療救護計画」を策定し具体的に記述することとする。 本計画では、風水害や大規模事故など局地的な災害の対応に関しても、医療救護の内容、体制は基本的に同じである<u>ことから、本計画に</u>位置づけるものとする。																												
第7節 食料、飲料水および生活必需品の調達、供給活動 【基本的な考え方】 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水および毛布等生活必需品等を調達し、避難所のニーズに応じて供給・分配を行えるよう活動する。 発災後約 3 日間は、備蓄物資や協定企業からの調達物資により、避難生活のための必要な物資を供給する。 4 日目以降については、協定企業からの調達物資に加え、市外からの大量の<u>義援物資</u>の送付が予想されるため、大量の応急物資の処理が必要となる。 そこで、物流事業者等との協力の下、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るとともに応急物資を一元管理することにより、応急物資を一元管理することにより、効率化を図り、円滑な調達・搬送を確保する。				第7節 食料、飲料水および生活必需品の調達、供給活動 【基本的な考え方】 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水および毛布等生活必需品等を調達し、避難所のニーズに応じて供給・分配を行えるよう活動する。 発災後約 3 日間は、備蓄物資や協定企業からの調達物資により、避難生活のための必要な物資を供給する。 4 日目以降については、協定企業からの調達物資に加え、<u>国（プッシュ型）や</u>市外からの大量の<u>支援物資</u>の送付が予想されるため、大量の応急物資の処理が必要となる。 そこで、物流事業者等との協力の下、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るとともに応急物資を一元管理することにより、応急物資を一元管理することにより、効率化を図り、円滑な調達・搬送を確保する。				現行 P3-288 時点修正																								
1 応急物資等の調達・搬送活動 役割分担 <table><tr><th colspan="2">実 務 担 当</th><th>事 務 分 掌</th><th>構 成</th></tr><tr><td>統括部</td><td>施設管理班</td><td>輸送車両の確保</td><td>香 南 市</td></tr><tr><td>物資・環境対策部</td><td>物資調達班</td><td>(1) <u>義援物資</u>の配分計画作成 (2) 関係部局等との連絡調整</td><td>香 南 市 物 流 事 業 者</td></tr></table>				実 務 担 当		事 務 分 掌	構 成	統括部	施設管理班	輸送車両の確保	香 南 市	物資・環境対策部	物資調達班	(1) <u>義援物資</u> の配分計画作成 (2) 関係部局等との連絡調整	香 南 市 物 流 事 業 者	1 応急物資等の調達・搬送活動 役割分担 <table><tr><th colspan="2">実 務 担 当</th><th>事 務 分 掌</th><th>構 成</th></tr><tr><td>統括部</td><td>施設管理班</td><td>輸送車両の確保</td><td>香 南 市</td></tr><tr><td>物資・環境対策部</td><td>物資調達班</td><td>(1) <u>支援物資</u>の配分計画作成 (2) 関係部局等との連絡調整</td><td>香 南 市 物 流 事 業 者</td></tr></table>				実 務 担 当		事 務 分 掌	構 成	統括部	施設管理班	輸送車両の確保	香 南 市	物資・環境対策部	物資調達班	(1) <u>支援物資</u> の配分計画作成 (2) 関係部局等との連絡調整	香 南 市 物 流 事 業 者	現行 P3-288 時点修正
実 務 担 当		事 務 分 掌	構 成																													
統括部	施設管理班	輸送車両の確保	香 南 市																													
物資・環境対策部	物資調達班	(1) <u>義援物資</u> の配分計画作成 (2) 関係部局等との連絡調整	香 南 市 物 流 事 業 者																													
実 務 担 当		事 務 分 掌	構 成																													
統括部	施設管理班	輸送車両の確保	香 南 市																													
物資・環境対策部	物資調達班	(1) <u>支援物資</u> の配分計画作成 (2) 関係部局等との連絡調整	香 南 市 物 流 事 業 者																													

現行（令和6年3月）				修正案（令和7年3月）				備考
		(3) 班の編成 (4) 班運営の統括、指揮 (5) 仕分け作業人員の確保				(3) 班の編成 (4) 班運営の統括、指揮 (5) 仕分け作業人員の確保		
		(1) 道路、施設の被害状況や規制状況の把握 (2) 物資ルート確保の確保、選定	香 南 市			(1) 道路、施設の被害状況や規制状況の把握 (2) 物資ルート確保の確保、選定	香 南 市	
		(1) 避難所ごとの必要物資の把握 (2) 必要物資リストの作成 (3) 物資の調達、管理 (4) 品目ごとの在庫物資の数量管理	香 南 市			(1) 避難所ごとの必要物資の把握 (2) 必要物資リストの作成 (3) 物資の調達、管理 (4) 品目ごとの在庫物資の数量管理	香 南 市	
		(1) 荷捌き作業の統括 (2) 輸送車両からの荷卸、検品 (3) 品目ごとに仕分、数量管理 (4) 避難所ごとに物資を分配 (5) 輸送車両への物資の積込み (6) 輸送車両の配置等、配送管理 (7) 輸送車両の誘導 (8) 荷捌きの実作業	物 流 事 業 者 ボ ラ ン テ ィ ア			(1) 荷捌き作業の統括 (2) 輸送車両からの荷卸、検品 (3) 品目ごとに仕分、数量管理 (4) 避難所ごとに物資を分配 (5) 輸送車両への物資の積込み (6) 輸送車両の配置等、配送管理 (7) 輸送車両の誘導 (8) 荷捌きの実作業	物 流 事 業 者 ボ ラ ン テ ィ ア	
		トラックによる物資の輸送	物 流 事 業 者 ト ラ ッ ク 協 会 自 衛 隊			トラックによる物資の輸送	物 流 事 業 者 ト ラ ッ ク 協 会 自 衛 隊	
応急物資等の調達 (3) 義援物資の募集 他の自治体等からの被災者に対する義援物資を募集する。				応急物資等の調達 (3) 義援物資の募集 他の自治体等からの被災者に対する支援物資を募集する。				現行 P3-290 時点修正
救援物資の要請				救援物資の要請				現行 P3-290 時点修正
1	物資・環境対策部物資調達班は、避難所等において不足している物資のリストを作成し、災害対策本部会議に提出する。			1	物資・環境対策部物資調達班は、避難所等において不足している物資のリストを作成し、災害対策本部会議に提出する。			
2	災害対策本部会議は、義援物資の受入について決定し、その結果に基づき、統括部広報班に募集の呼び掛けを指示する。			2	災害対策本部会議は、支援物資の受入について決定し、その結果に基づき、統括部広報班に募集の呼び掛けを指示する。			
3	統括部広報班は、報道機関等に対し義援物資募集の報道を依頼する。			3	統括部広報班は、報道機関等に対し支援物資募集の報道を依頼する。			
4	統括部本部班は、高知県および他市町村などの関係機関に電話、FAXまたは衛星通信を利用して、被災地外から義援物資の要請を行う。			4	統括部本部班は、高知県および他市町村などの関係機関に電話、FAXまたは衛星通信を利用して、被災地外から支援物資の要請を行う。			
5	企業等から大口物資の提供の申し出があった場合は、次のことにも配慮し、物資集積拠点（県立青少年センター）へ送付するよう依頼する。なお、申し出があった物資と、必要な物資のニーズが一致しない場合は、他の物資もしくは義援金等による支援を依頼する。 ①義援物資は荷物を開封するまでもなく物資名、数量が判るように表示すること。 ②複数の品目を混載しないこと。			5	企業等から大口物資の提供の申し出があった場合は、次のことにも配慮し、物資集積拠点（県立青少年センター）へ送付するよう依頼する。なお、申し出があった物資と、必要な物資のニーズが一致しない場合は、他の物資もしくは支援金等による支援を依頼する。 ①支援物資は荷物を開封するまでもなく物資名、数量が判るように表示すること。 ②複数の品目を混載しないこと。			

現行（令和6年3月）		修正案（令和7年3月）		備考
	③食料は腐敗のおそれがあるので、可能な限り <u>義援金</u> として願います。		③食料は腐敗のおそれがあるので、可能な限り <u>支援金</u> として願います。	
6	発災直後において食料や生活物資の一部が不足している状況が報道されると、個人を中心に全国から <u>義援物資</u> の送付が予想される。しかし、不特定多数からの小口の <u>義援物資</u> を分類・仕分け被災者に配布することは、きわめて難しいと考えられる。 このようなことから、全国からの善意を無駄にしない観点からも、当面は個人等からの小口物資の受入は断ることとし、 <u>義援金</u> による支援を依頼する。 なお、 <u>義援金</u> の配分計画については、「第3部 第1章 第5節 <u>義援金品</u> の受入・配分」を参照のこと。	6	発災直後において食料や生活物資の一部が不足している状況が報道されると、個人を中心に全国から <u>支援物資</u> の送付が予想される。しかし、不特定多数からの小口の <u>支援物資</u> を分類・仕分け被災者に配布することは、きわめて難しいと考えられる。 このようなことから、全国からの善意を無駄にしない観点からも、当面は個人等からの小口物資の受入は断ることとし、 <u>支援金</u> による支援を依頼する。 なお、 <u>支援金</u> の配分計画については、「第3部 第1章 第5節 <u>支援金品</u> の受入・配分」を参照のこと。	
物資集積拠点の運営		物資集積拠点の運営		
(1) 物資集積拠点の位置		(1) 物資集積拠点の位置、 <u>運営体制等</u>		現行 P3-291 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し 時点修正
設置場所	応急物資の搬送拠点として、物資集積拠点（県立青少年センター）を開設する。	設置場所	応急物資の搬送拠点として、物資集積拠点（県立青少年センター）を開設する。	
設 営	物資・環境対策部物資調達班は、あらかじめ検討した物資集積拠点のレイアウトを基に、物流事業者と協力し、物資集積拠点を設営する。	設 営	物資・環境対策部物資調達班は、あらかじめ検討した物資集積拠点のレイアウトを基に、物流事業者と協力し、物資集積拠点を設営する。	
運営時間	原則として午前8時から午後8時とし、物資の搬入・搬出については、午前9時から午後6時までとする	運営時間	原則として午前8時から午後8時とし、物資の搬入・搬出については、午前9時から午後6時までとする	
(略)		<u>人員等の確保</u>	<u>物資集積拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保する。</u>	
		(略)		
(4) 物資の入庫・検品		(4) 物資の入庫・検品		
荷 卸	入庫した車両から、 <u>義援物資</u> と調達物資を分けて荷卸をする。企業から <u>義援物資</u> 等で品目が明確なものは、直接物資管理スペースに配置する。	荷 卸	入庫した車両から、 <u>支援物資</u> と調達物資を分けて荷卸をする。企業から <u>支援物資</u> 等で品目が明確なものは、直接物資管理スペースに配置する。	
検 品	<u>義援物資</u> については必ず中身の確認を行い、不要物資は破棄スペースに移動する。 不要物資以外は、品名・数量等を記入し、外見から中身が分かるようにし、物資管理スペースの所定の位置へ移動する。	検 品	<u>支援物資</u> については必ず中身の確認を行い、不要物資は破棄スペースに移動する。 不要物資以外は、品名・数量等を記入し、外見から中身が分かるようにし、物資管理スペースの所定の位置へ移動する。	
2 食料の供給計画		2 食料の供給計画		現行 P3-292 時点修正
応急対策の流れ		応急対策の流れ		

現行（令和 6 年 3 月）			修正案（令和 7 年 3 月）			備考
災害の発生 被害規模に関する情報 避難者の状況、避難者数 （統括部、避難所管理班） 食料需要の情報収集 （物資調達班） 要員、車両の手配 （施設管理班） 備蓄食料の搬送 （物資調達班） 避難所で調達食料の配布 （避難所管理班） 必要食料の把握・報告 （避難所管理班） 弁当の手配 （物資調達班） 不足食料の調達 （物資調達班） 調達食料の管理 （物資調達班） 市内指定業者からの調達 （物資調達班） 食料の支援要請 （物資調達班） 調達食料の搬送 （物資調達班） 在庫食料提供の要請 （物資調達班） 食料の支援要請 （物資調達班） 避難所での調達食料の配布 （避難所管理班）			災害の発生 被害規模に関する情報 避難者の状況、避難者数 （統括部、避難所管理班） 食料需要の情報収集 （物資調達班） 要員、車両の手配 （施設管理班） 備蓄食料の搬送 （物資調達班） 避難所で調達食料の配布 （避難所管理班） 必要食料の把握・報告 （避難所管理班） 弁当の手配 （物資調達班） 不足食料の調達 （物資調達班） 調達食料の管理 （物資調達班） 市内指定業者からの調達 （物資調達班） 食料の支援要請 （物資調達班） 調達食料の搬送 （物資調達班） 在庫食料提供の要請 （物資調達班） 食料の支援要請 （物資調達班） 避難所での調達食料の配布 （避難所管理班）			
役割分担 ※抜粋			役割分担 ※抜粋			現行 P3-293 時点修正
市災害対策本部	統括部	(1) <u>救援食料品</u> の要請 (2) 要員、車両の要請避	市災害対策本部	統括部	(1) <u>支援食料品</u> の要請 (2) 要員、車両の要請避	
	物資環境対策部	(1) 非常用食料の備蓄および管理 (2) 備蓄食料の避難所までの搬送 (3) 食料の調達、集積拠点における管理および避難所までの搬送 (4) <u>救援食料</u> の要請に関する庶務		物資環境対策部	(1) 非常用食料の備蓄および管理 (2) 備蓄食料の避難所までの搬送 (3) 食料の調達、集積拠点における管理および避難所までの搬送 (4) <u>支援食料</u> の要請に関する庶務	
	避難所・学校教育対策部	(1) 避難所における食料の配布 (2) 必要食料の把握および報告		避難所・学校教育対策部	(1) 避難所における食料の配布 (2) 必要食料の把握および報告	
	医療要配慮者対策部	福祉避難所に必要な物資の把握、報告、配布		医療要配慮者対策部	福祉避難所に必要な物資の把握、報告、配布	

現行（令和6年3月）	修正案（令和7年3月）	備考												
3飲料水等の供給計画 耐震性飲料・消火兼用貯水槽の利用による応急給水 ・各小学校に設置されている貯水槽（プール）の利用は、避難所・学校教育対策部避難所管理班が浄水器を活用して応急給水を実施する。 ・各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。 ※香南市には耐震性飲料貯水槽は、整備されていない。	3飲料水等の供給計画 耐震性飲料・消火兼用貯水槽の利用による応急給水 ・各小学校に設置されている貯水槽（プール）の利用は、避難所・学校教育対策部避難所管理班が浄水器を活用して応急給水を実施する。 ・各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。 ・指定避難所（津波浸水区域外）の耐震性飲料貯水槽を活用する。	現行 P3-299 時点修正												
4生活必需品の供給 生活必需品等の調達・搬送 (2) 応急物資の内容 最低限確保すべき生活必需品等は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮し、臨機に必要な調達物資を定めて対応する。 <table><tr><td>備蓄の方法</td><td>応急物資の内容</td></tr><tr><td>備蓄</td><td>毛布、ブルーシート</td></tr><tr><td>調達</td><td>敷物、下着、衣類、タオル、石鹸、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ほ乳瓶、乾電池、テント、紙おむつ（大人・幼児）、生理用品、カイロ（冬季用） 物資集積拠点用……ベルトコンベア、フォークリフト （仮設トイレその他は、他の計画による。）</td></tr></table>	備蓄の方法	応急物資の内容	備蓄	毛布、ブルーシート	調達	敷物、下着、衣類、タオル、石鹸、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ほ乳瓶、乾電池、テント、紙おむつ（大人・幼児）、生理用品、カイロ（冬季用） 物資集積拠点用……ベルトコンベア、フォークリフト （仮設トイレその他は、他の計画による。）	4生活必需品の供給 生活必需品等の調達・搬送 (2) 応急物資の内容 最低限確保すべき生活必需品等は、以下に示すものとするが、<u>感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ</u>、季節等の状況を考慮し、臨機に必要な調達物資を定めて対応する。 <table><tr><td>備蓄の方法</td><td>応急物資の内容</td></tr><tr><td>備蓄</td><td>毛布、ブルーシート</td></tr><tr><td>調達</td><td>敷物、下着、衣類、タオル、石鹸、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ほ乳瓶、乾電池、テント、紙おむつ（大人・幼児）、生理用品、カイロ（冬季用） 物資集積拠点用……ベルトコンベア、フォークリフト （仮設トイレその他は、他の計画による。）</td></tr></table>	備蓄の方法	応急物資の内容	備蓄	毛布、ブルーシート	調達	敷物、下着、衣類、タオル、石鹸、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ほ乳瓶、乾電池、テント、紙おむつ（大人・幼児）、生理用品、カイロ（冬季用） 物資集積拠点用……ベルトコンベア、フォークリフト （仮設トイレその他は、他の計画による。）	現行 P3-303 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し
備蓄の方法	応急物資の内容													
備蓄	毛布、ブルーシート													
調達	敷物、下着、衣類、タオル、石鹸、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ほ乳瓶、乾電池、テント、紙おむつ（大人・幼児）、生理用品、カイロ（冬季用） 物資集積拠点用……ベルトコンベア、フォークリフト （仮設トイレその他は、他の計画による。）													
備蓄の方法	応急物資の内容													
備蓄	毛布、ブルーシート													
調達	敷物、下着、衣類、タオル、石鹸、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ほ乳瓶、乾電池、テント、紙おむつ（大人・幼児）、生理用品、カイロ（冬季用） 物資集積拠点用……ベルトコンベア、フォークリフト （仮設トイレその他は、他の計画による。）													
応急物資の配給 <table><tr><td>避難所での配給</td><td>①各避難所に届けられた応急物資は、各避難所の避難所担当者（避難所準備委員会・避難所運営委員会）が避難者に配給する。 ②避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を依頼する。</td></tr><tr><td>在宅生活困難者への配給</td><td>①在宅生活困難者は、必要な物資の品目および数を最寄りの避難所の避難所運営委員会に連絡し、同避難所で配給を受ける。 ②各避難所の避難所運営委員会は、避難所収容者および届出のあった在宅生活困難者に必要な物資の品目および数量を届出に基づいて把握し、巡回搬送してくる物資・環境対策部物資調達班に報告する。</td></tr></table>	避難所での配給	①各避難所に届けられた応急物資は、各避難所の避難所担当者（避難所準備委員会・避難所運営委員会）が避難者に配給する。 ②避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を依頼する。	在宅生活困難者への配給	①在宅生活困難者は、必要な物資の品目および数を最寄りの避難所の避難所運営委員会に連絡し、同避難所で配給を受ける。 ②各避難所の避難所運営委員会は、避難所収容者および届出のあった在宅生活困難者に必要な物資の品目および数量を届出に基づいて把握し、巡回搬送してくる物資・環境対策部物資調達班に報告する。	応急物資の配給 <table><tr><td>避難所での配給</td><td>①各避難所に届けられた応急物資は、各避難所の避難所担当者（避難所準備委員会・避難所運営委員会）が避難者に配給する。 ②避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を依頼する。</td></tr><tr><td>在宅避難者への配給</td><td>①在宅避難者は、必要な物資の品目および数を最寄りの避難所の避難所運営委員会に連絡し、同避難所で配給を受ける。 ②各避難所の避難所運営委員会は、避難所収容者および届出のあった在宅避難者に必要な物資の品目および数量を届出に基づいて把握し、巡回搬送してくる物資・環境対策部物資調達班に報告する。</td></tr></table>	避難所での配給	①各避難所に届けられた応急物資は、各避難所の避難所担当者（避難所準備委員会・避難所運営委員会）が避難者に配給する。 ②避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を依頼する。	在宅避難者への配給	①在宅避難者は、必要な物資の品目および数を最寄りの避難所の避難所運営委員会に連絡し、同避難所で配給を受ける。 ②各避難所の避難所運営委員会は、避難所収容者および届出のあった在宅避難者に必要な物資の品目および数量を届出に基づいて把握し、巡回搬送してくる物資・環境対策部物資調達班に報告する。	現行 P3-303 時点修正				
避難所での配給	①各避難所に届けられた応急物資は、各避難所の避難所担当者（避難所準備委員会・避難所運営委員会）が避難者に配給する。 ②避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を依頼する。													
在宅生活困難者への配給	①在宅生活困難者は、必要な物資の品目および数を最寄りの避難所の避難所運営委員会に連絡し、同避難所で配給を受ける。 ②各避難所の避難所運営委員会は、避難所収容者および届出のあった在宅生活困難者に必要な物資の品目および数量を届出に基づいて把握し、巡回搬送してくる物資・環境対策部物資調達班に報告する。													
避難所での配給	①各避難所に届けられた応急物資は、各避難所の避難所担当者（避難所準備委員会・避難所運営委員会）が避難者に配給する。 ②避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を依頼する。													
在宅避難者への配給	①在宅避難者は、必要な物資の品目および数を最寄りの避難所の避難所運営委員会に連絡し、同避難所で配給を受ける。 ②各避難所の避難所運営委員会は、避難所収容者および届出のあった在宅避難者に必要な物資の品目および数量を届出に基づいて把握し、巡回搬送してくる物資・環境対策部物資調達班に報告する。													
第8節保健衛生等対策 【基本的な考え方】 災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすること も多い。このため、市職員や市社会福祉協議会職員、ボランティアなどが連携しながら、被災者の健康 支援に努める。 中央東福祉保健所と連携し、感染症等の予防に努める。 災害発生時における感染症対策措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等悪	第8節保健衛生等対策 【基本的な考え方】 災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすること も多い。このため、市職員や市社会福祉協議会職員、ボランティアなどが連携しながら、被災者の健康 支援に努める。 中央東福祉保健所と連携し、感染症等の予防に努める。 災害発生時における感染症対策措置は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等悪	現行 P3-304 時点修正												

現行（令和6年3月）	修正案（令和7年3月）	備考																								
条件下に行われる <u>ものである</u> ため、迅速かつ強力に実施し、感染症の流行を未然に防止する <u>ため万全を期する</u> 。	条件下に行われるため、迅速かつ強力に実施し、 <u>万全を期して</u> 感染症の流行を未然に防止する。																									
2 感染症対策活動 感染症等の予防 ・法定感染症や風邪などの流行を予防するため、避難所等において、マスクの着用や手指の消毒など保健衛生・防疫対策に努める。 ・避難所等で感染症の発症の疑いがある人が生じた際は、中央東福祉保健所や医療機関と連携しながら、早急に診療を受けられるよう努める。	2 感染症対策活動 感染症等の予防 ・法定感染症や風邪などの流行を予防するため、避難所等において、マスクの着用や手指の消毒など保健衛生・防疫対策に努める。 ・避難所等で感染症の発症の疑いがある人が生じた際は、中央東福祉保健所や医療機関と連携しながら、早急に診療を受けられるよう努める。 ・<u>市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請するものとする。</u>	現行 P3-307 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し																								
第9節 廃棄物処理等対策 1 ごみ・がれきの処理 解体現場における指導 ・建設部倒壊家屋解体撤去班は、解体現場のパトロールを行い、廃棄物の分別と搬出が適正に行われていることなどを指導確認する。 ・また、建築物の解体工事におけるアスベストの飛散・ばく露を防止するため必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等行うよう指導・助言するものとする。 ・大規模災害時には、避難所の設置が必要となるが、水道が使用できない場合には、仮設トイレが必要になるため、これに備え、<u>次のとおり</u>仮設トイレを備蓄する。 ・<u>仮設トイレの種類、基数および保管場所、その他資機材の備蓄は次のとおりである。</u>	第9節 廃棄物処理等対策 1 ごみ・がれきの処理 解体現場における指導 ・建設部倒壊家屋解体撤去班は、解体現場のパトロールを行い、廃棄物の分別と搬出が適正に行われていることなどを指導確認する。 ・また、建築物の解体工事におけるアスベストの飛散・ばく露を防止するため必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等行うよう指導・助言するものとする。 ・大規模災害時には、避難所の設置が必要となるが、水道が使用できない場合には、仮設トイレが必要になるため、これに備え、仮設トイレを備蓄する。	現行 P3-310 時点修正																								
排出ルール（ごみの分別等） (1) 廃棄物の分類 <table><tr><th>項 目</th><th>設 置 基 準</th></tr><tr><td>通常の<u>一般廃棄物災害により発生する</u>一般廃棄物</td><td>可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ並びにし尿に分類される。</td></tr><tr><td rowspan="3"><u>通常の一般廃棄物</u>災害により発生する一般廃棄物</td><td>屋内で破損した陶磁器などの不燃ごみ</td></tr><tr><td>屋内で破損した家具類、電化製品などの粗大ごみ</td></tr><tr><td>避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物</td></tr><tr><td rowspan="3">災害により発生する災害廃棄物</td><td>倒壊していない建築物から発生する破損した内壁、外壁、屋根瓦などの災害廃棄物</td></tr><tr><td>倒壊した建築物から発生する災害廃棄物</td></tr><tr><td>倒壊した家屋に残り、解体時に排出される廃棄物（畳、カーテン、カーペット、大型家具、家電製品など）</td></tr></table>	項 目	設 置 基 準	通常の <u>一般廃棄物災害により発生する</u> 一般廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ並びにし尿に分類される。	<u>通常の一般廃棄物</u> 災害により発生する一般廃棄物	屋内で破損した陶磁器などの不燃ごみ	屋内で破損した家具類、電化製品などの粗大ごみ	避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物	災害により発生する災害廃棄物	倒壊していない建築物から発生する破損した内壁、外壁、屋根瓦などの災害廃棄物	倒壊した建築物から発生する災害廃棄物	倒壊した家屋に残り、解体時に排出される廃棄物（畳、カーテン、カーペット、大型家具、家電製品など）	排出ルール（ごみの分別等） (1) 廃棄物の分類 <table><tr><th>項 目</th><th>設 置 基 準</th></tr><tr><td>通常の一般廃棄物</td><td>可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ並びにし尿に分類される。</td></tr><tr><td rowspan="3">災害により発生する一般廃棄物</td><td>屋内で破損した陶磁器などの不燃ごみ</td></tr><tr><td>屋内で破損した家具類、電化製品などの粗大ごみ</td></tr><tr><td>避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物</td></tr><tr><td rowspan="3">災害により発生する災害廃棄物</td><td>倒壊していない建築物から発生する破損した内壁、外壁、屋根瓦などの災害廃棄物</td></tr><tr><td>倒壊した建築物から発生する災害廃棄物</td></tr><tr><td>倒壊した家屋に残り、解体時に排出される廃棄物（畳、カーテン、カーペット、大型家具、家電製品など）</td></tr></table>	項 目	設 置 基 準	通常の一般廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ並びにし尿に分類される。	災害により発生する一般廃棄物	屋内で破損した陶磁器などの不燃ごみ	屋内で破損した家具類、電化製品などの粗大ごみ	避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物	災害により発生する災害廃棄物	倒壊していない建築物から発生する破損した内壁、外壁、屋根瓦などの災害廃棄物	倒壊した建築物から発生する災害廃棄物	倒壊した家屋に残り、解体時に排出される廃棄物（畳、カーテン、カーペット、大型家具、家電製品など）	現行 P3-313 時点修正
項 目	設 置 基 準																									
通常の <u>一般廃棄物災害により発生する</u> 一般廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ並びにし尿に分類される。																									
<u>通常の一般廃棄物</u> 災害により発生する一般廃棄物	屋内で破損した陶磁器などの不燃ごみ																									
	屋内で破損した家具類、電化製品などの粗大ごみ																									
	避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物																									
災害により発生する災害廃棄物	倒壊していない建築物から発生する破損した内壁、外壁、屋根瓦などの災害廃棄物																									
	倒壊した建築物から発生する災害廃棄物																									
	倒壊した家屋に残り、解体時に排出される廃棄物（畳、カーテン、カーペット、大型家具、家電製品など）																									
項 目	設 置 基 準																									
通常の一般廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ並びにし尿に分類される。																									
災害により発生する一般廃棄物	屋内で破損した陶磁器などの不燃ごみ																									
	屋内で破損した家具類、電化製品などの粗大ごみ																									
	避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物																									
災害により発生する災害廃棄物	倒壊していない建築物から発生する破損した内壁、外壁、屋根瓦などの災害廃棄物																									
	倒壊した建築物から発生する災害廃棄物																									
	倒壊した家屋に残り、解体時に排出される廃棄物（畳、カーテン、カーペット、大型家具、家電製品など）																									
2 し尿処理	2 し尿処理	現行 P3-314																								

現行（令和6年3月）	修正案（令和7年3月）	備考												
家庭や事業所の浄化槽は、ポンプなどの操作に電気を使用しているものが多く、停電時は使用できない。また、浄化槽は、断水時も使用できない。東日本大震災では、揺れや津波による浄化槽の故障や損壊も多くみられた。 このため、仮設トイレを避難所等に設置するとともに、香南香美衛生組合衛生センターや収集事業者と連携して、し尿を収集・処理していく。 また、香南香美衛生組合衛生センターや収集事業者が被災し、収集・処理業務に支障が生じるおそれもある。この場合、県等の協力を得ながら、収集事業者や処理施設を確保し、収集・処理を進める。	家庭や事業所の浄化槽は、ポンプなどの操作に電気を使用しているものが多く、停電時は使用できない。また、浄化槽は、断水時も使用できない。東日本大震災では、揺れや津波による浄化槽の故障や損壊も多くみられた。 このため、仮設トイレを避難所等に設置するとともに、香南香美衛生組合衛生センターや収集事業者と連携して、し尿を収集・処理していく。 また、香南香美衛生組合衛生センターや収集事業者が被災し、収集・処理業務に支障が生じるおそれもある。この場合、県等の協力を得ながら、収集事業者や処理施設を確保し、収集・処理を進める。 <u>また、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u>	防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し												
第10節 遺体対応対策 【基本的な考え方】 大規模な災害により多数の行方不明者、死者が発生した際は、市が検案所の指定、安置所の設置を行うとともに、県や広域市町村、民間<u>事務所</u>などの協力を得ながら、これらの搜索、遺体の処理および収容、葬祭、火葬、埋葬を円滑に推進する。	第10節 遺体対応対策 【基本的な考え方】 大規模な災害により多数の行方不明者、死者が発生した際は、市が検案所の指定、安置所の設置を行うとともに、県や広域市町村、民間<u>事業所</u>などの協力を得ながら、これらの搜索、遺体の処理および収容、葬祭、火葬、埋葬を円滑に推進する。	現行 P3-317 時点修正												
第11節 社会秩序の維持・物資の安定供給 1 社会秩序の維持計画 社会秩序維持のための対策 <table><tr><td>市災害対策本部による 広報内容、手続</td><td>統括部広報班は、市民の生活維持、生活再建、復旧復興に関することなどを市民に広報する。</td></tr><tr><td>供給物資の迅速・均等な配分の実施</td><td>物資・環境対策部物資調達班は、生活の基礎となる物資や食料品等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。 その他の部においても、迅速かつ的確に応急対策を実施し、被災者を援護することで、社会秩序維持に万全を期する。</td></tr><tr><td>正確な情報の入手</td><td>市民および事業所は、災害対策本部等公的機関または報道機関の情報を入手し、流言飛語に惑わされないよう留意する。</td></tr></table>	市災害対策本部による 広報内容、手続	統括部広報班は、市民の生活維持、生活再建、復旧復興に関することなどを市民に広報する。	供給物資の迅速・均等な配分の実施	物資・環境対策部物資調達班は、生活の基礎となる物資や食料品等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。 その他の部においても、迅速かつ的確に応急対策を実施し、被災者を援護することで、社会秩序維持に万全を期する。	正確な情報の入手	市民および事業所は、災害対策本部等公的機関または報道機関の情報を入手し、流言飛語に惑わされないよう留意する。	第11節 社会秩序の維持・物資の安定供給 1 社会秩序の維持計画 社会秩序維持のための対策 <table><tr><td>市災害対策本部による 広報内容、手続</td><td>統括部広報班は、市民の生活維持、生活再建、復旧復興に関することなどを市民に広報する。<u>また、被災者等が正確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努める。</u></td></tr><tr><td>供給物資の迅速・均等な配分の実施</td><td>物資・環境対策部物資調達班は、生活の基礎となる物資や食料品等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。 その他の部においても、迅速かつ的確に応急対策を実施し、被災者を援護することで、社会秩序維持に万全を期する。</td></tr><tr><td>正確な情報の入手</td><td>市民および事業所は、災害対策本部等公的機関または報道機関の情報を入手し、流言飛語に惑わされないよう留意する。</td></tr></table>	市災害対策本部による 広報内容、手続	統括部広報班は、市民の生活維持、生活再建、復旧復興に関することなどを市民に広報する。 <u>また、被災者等が正確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努める。</u>	供給物資の迅速・均等な配分の実施	物資・環境対策部物資調達班は、生活の基礎となる物資や食料品等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。 その他の部においても、迅速かつ的確に応急対策を実施し、被災者を援護することで、社会秩序維持に万全を期する。	正確な情報の入手	市民および事業所は、災害対策本部等公的機関または報道機関の情報を入手し、流言飛語に惑わされないよう留意する。	現行 P3-321 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し
市災害対策本部による 広報内容、手続	統括部広報班は、市民の生活維持、生活再建、復旧復興に関することなどを市民に広報する。													
供給物資の迅速・均等な配分の実施	物資・環境対策部物資調達班は、生活の基礎となる物資や食料品等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。 その他の部においても、迅速かつ的確に応急対策を実施し、被災者を援護することで、社会秩序維持に万全を期する。													
正確な情報の入手	市民および事業所は、災害対策本部等公的機関または報道機関の情報を入手し、流言飛語に惑わされないよう留意する。													
市災害対策本部による 広報内容、手続	統括部広報班は、市民の生活維持、生活再建、復旧復興に関することなどを市民に広報する。 <u>また、被災者等が正確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努める。</u>													
供給物資の迅速・均等な配分の実施	物資・環境対策部物資調達班は、生活の基礎となる物資や食料品等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。 その他の部においても、迅速かつ的確に応急対策を実施し、被災者を援護することで、社会秩序維持に万全を期する。													
正確な情報の入手	市民および事業所は、災害対策本部等公的機関または報道機関の情報を入手し、流言飛語に惑わされないよう留意する。													
第3章 まちの機能をいち早く回復する 第1節 交通の確保 1 道路交通の確保 緊急輸送道路等の道路啓開 ・道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、<u>応急復旧</u>等を行い道路機能の確保に努める。 ・緊急輸送調整会議における優先順位の決定に基づき、緊急輸送道路から通行確保を行う、道路啓開を実施する。 （略）	第3章 まちの機能をいち早く回復する 第1節 交通の確保 1 道路交通の確保 緊急輸送道路等の道路啓開 ・道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去<u>や</u>応急復旧（<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含む</u>）等を行い道路機能の確保に努める。 ・緊急輸送調整会議における優先順位の決定に基づき、緊急輸送道路から通行確保を行う、道路啓開を実施する。 （略）	現行 P3-337 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し												

現行（令和 6 年 3 月）	修正案（令和 7 年 3 月）	備考																		
2 鉄道交通の確保（土佐くろしお鉄道） 地震防災対策 ＜津波警報（大津波） 予報発令時における乗務員の対応＞ 1．乗務員は大地震（南海地震等）が発生または異常を感知したときは、緊急停止し、運転指令の指示に従うこと。緊急停止した後「大津波警報」が発令されことを確認したときは、津波浸水予測区域を走行中の列車は、運転指令の指示に従うこと。 2．運転指令との連絡がとれないときもしくはそのいとまがないときは、その状況を判断し旅客の避難誘導を行うこと。この時、津波到達時刻に多少の余裕があり、<u>前途</u>または後方の安全が確認できるときは、短急汽笛数声の合図を行いながら<u>前途</u>または後方の安全が確保できる位置、または停車場まで運転し、旅客の避難誘導を行うこと。	2 鉄道交通の確保（土佐くろしお鉄道） 地震防災対策 ＜津波警報（大津波） 予報発令時における乗務員の対応＞ 1．乗務員は大地震（南海地震等）が発生または異常を感知したときは、緊急停止し、運転指令の指示に従うこと。緊急停止した後「大津波警報」が発令されことを確認したときは、津波浸水予測区域を走行中の列車は、運転指令の指示に従うこと。 2．運転指令との連絡がとれないときもしくはそのいとまがないときは、その状況を判断し旅客の避難誘導を行うこと。この時、津波到達時刻に多少の余裕があり、<u>前方</u>または後方の安全が確認できるときは、短急汽笛数声の合図を行いながら<u>前方</u>または後方の安全が確保できる位置、または停車場まで運転し、旅客の避難誘導を行うこと。	現行 P3-340 文言修正																		
第 3 節 施設・設備およびライフラインの応急復旧活動 【基本的な考え方】 応急対策活動を迅速に実施していくため、施設、設備の早期復旧を図る。 災害発生後、応急対策活動を実施する上で必要となる施設、設備の被害を早急に調査し、迅速に復旧活動に取り組む。	第 3 節 施設・設備およびライフラインの応急復旧活動 【基本的な考え方】 応急対策活動を迅速に実施していくため、施設、設備の早期復旧を図る。 災害発生後、応急対策活動を実施する上で必要となる施設、設備の被害を早急に調査し、迅速に復旧活動に取り組む。<u>なお、道路とライフラインの連携した復旧が行えるよう、道路管理者及びライフライン事業者は、関係機関の連携を図るものとする。</u>	現行 P3-348 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し																		
3 電力施設 電力施設の復旧計画 (3) 非常災害時の体制 イ 事業所の名称および所在地 <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>連絡電話番号</th></tr><tr><td>四国電力 <u>（株）送配電カンパニ</u> <u>ニ</u>高知支社 山田事業所</td><td>香美市土佐山田町宝町 2 丁目 1 ー 2 2</td><td>〈お客さまセンター〉 センター長 I P 電話：050-8801-6430 携 帯：090-5718-5335 〈配電センター〉 センター長 I P 電話：050-8801-6440 携 帯：090-3783-4225 F A X：0887-53-3868</td></tr><tr><td>四国電力（株）高知支店</td><td>高知市本町 4 丁目 1 番 1 1 号</td><td>総務課 課長・副長 電 話：088-821-2057 I P 電話：050-8801-6018 F A X：088-821-2642</td></tr></table>	名称	所在地	連絡電話番号	四国電力 <u>（株）送配電カンパニ</u> <u>ニ</u> 高知支社 山田事業所	香美市土佐山田町宝町 2 丁目 1 ー 2 2	〈お客さまセンター〉 センター長 I P 電話：050-8801-6430 携 帯：090-5718-5335 〈配電センター〉 センター長 I P 電話：050-8801-6440 携 帯：090-3783-4225 F A X：0887-53-3868	四国電力（株）高知支店	高知市本町 4 丁目 1 番 1 1 号	総務課 課長・副長 電 話：088-821-2057 I P 電話：050-8801-6018 F A X：088-821-2642	3 電力施設 電力施設の復旧計画 (3) 非常災害時の体制 イ 事業所の名称および所在地 <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>連絡電話番号</th></tr><tr><td>四国電力<u>送配電（株）</u>高知支社 山田事業所</td><td>香美市土佐山田町宝町 2 丁目 1 ー 2 2</td><td>〈お客さまセンター〉 センター長 I P 電話：050-8801-6430 携 帯：090-5718-5335 〈配電センター〉 センター長 I P 電話：050-8801-6440 携 帯：090-3783-4225 F A X：0887-53-3868</td></tr><tr><td>四国電力（株）高知支店</td><td>高知市本町 4 丁目 1 番 1 1 号</td><td>総務課 課長・副長 電 話：088-821-2057 I P 電話：050-8801-6018 F A X：088-821-2642</td></tr></table>	名称	所在地	連絡電話番号	四国電力 <u>送配電（株）</u> 高知支社 山田事業所	香美市土佐山田町宝町 2 丁目 1 ー 2 2	〈お客さまセンター〉 センター長 I P 電話：050-8801-6430 携 帯：090-5718-5335 〈配電センター〉 センター長 I P 電話：050-8801-6440 携 帯：090-3783-4225 F A X：0887-53-3868	四国電力（株）高知支店	高知市本町 4 丁目 1 番 1 1 号	総務課 課長・副長 電 話：088-821-2057 I P 電話：050-8801-6018 F A X：088-821-2642	現行 P3-352 時点修正
名称	所在地	連絡電話番号																		
四国電力 <u>（株）送配電カンパニ</u> <u>ニ</u> 高知支社 山田事業所	香美市土佐山田町宝町 2 丁目 1 ー 2 2	〈お客さまセンター〉 センター長 I P 電話：050-8801-6430 携 帯：090-5718-5335 〈配電センター〉 センター長 I P 電話：050-8801-6440 携 帯：090-3783-4225 F A X：0887-53-3868																		
四国電力（株）高知支店	高知市本町 4 丁目 1 番 1 1 号	総務課 課長・副長 電 話：088-821-2057 I P 電話：050-8801-6018 F A X：088-821-2642																		
名称	所在地	連絡電話番号																		
四国電力 <u>送配電（株）</u> 高知支社 山田事業所	香美市土佐山田町宝町 2 丁目 1 ー 2 2	〈お客さまセンター〉 センター長 I P 電話：050-8801-6430 携 帯：090-5718-5335 〈配電センター〉 センター長 I P 電話：050-8801-6440 携 帯：090-3783-4225 F A X：0887-53-3868																		
四国電力（株）高知支店	高知市本町 4 丁目 1 番 1 1 号	総務課 課長・副長 電 話：088-821-2057 I P 電話：050-8801-6018 F A X：088-821-2642																		

現行（令和6年3月）		修正案（令和7年3月）		備考				
第3部 生活を立ち上げる 第1章 都市基盤の復旧 第4節 住宅の復旧・再建支援 【基本的な考え方】 災害により住宅を失い、または破損等のために居住することができなくなった者およびそのままでは当面日常生活を営むことができない者に対する住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する人に対しての支援に努める。 <u>災害発生後は、応急仮設住宅を早期に供与できるように、住宅対策の準備を迅速に行う。</u>		第3部 生活を立ち上げる 第1章 都市基盤の復旧 第4節 住宅の復旧・再建支援 【基本的な考え方】 災害により住宅を失い、または破損等のために居住することができなくなった者およびそのままでは当面日常生活を営むことができない者に対する住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する人に対しての支援に努める。 <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u>		現行 P3-384 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し				
第2章 復興に向けた始動 第2節 災害復興基本方針等の策定・公表 災害復興本部への再編 ・当面の応急対策がある程度終了した時期に、災害対策本部を災害復興本部に再編成し、復興体制の強化を図る。 ・他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。		第2章 復興に向けた始動 第2節 災害復興基本方針等の策定・公表 災害復興本部への再編 ・当面の応急対策がある程度終了した時期に、災害対策本部を災害復興本部に再編成し、復興体制の強化を図る。 ・他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度 <u>の活用も含めて検討</u> する。		現行 P3-395 防災基本計画 R6.6 を踏まえた見直し				
第4部 大規模事故災害対策計画 第1章 総則 5 情報の収集・伝達 ＜報告系統＞ <table><tr><td>報告区分</td><td>報告系統および使用様式（<u>【 】は様式、一は高知県総合防災情報システムの情報経路を表す</u>）</td></tr></table> ※以下略		報告区分	報告系統および使用様式（ <u>【 】は様式、一は高知県総合防災情報システムの情報経路を表す</u> ）	第4部 大規模事故災害対策計画 第1章 総則 5 情報の収集・伝達 ＜報告系統＞ <table><tr><td>報告区分</td><td>報告系統および使用様式</td></tr></table> ※以下略		報告区分	報告系統および使用様式	現行 P3-414 時点修正
報告区分	報告系統および使用様式（ <u>【 】は様式、一は高知県総合防災情報システムの情報経路を表す</u> ）							
報告区分	報告系統および使用様式							
第2章 危険物施設等の事故 県、市その他関係機関との連携 (9) 市民救済対策 <u>委任者</u> 、県、市、その他関係機関は、合同して市民の救済対策を講じることとする。		第2章 危険物施設等の事故 県、市その他関係機関との連携 (9) 市民救済対策 <u>責任者</u> 、県、市、その他関係機関は、合同して市民の救済対策を講じることとする。		現行 P3-425 時点修正				
第9章 原子力事故災害 第4節 災害復旧計画 放射性物質による汚染の除去等 <table><tr><td>事業所外運搬災害等および放射性物質取扱事業所災害等の場合</td><td>①市は、事業者による速やかに汚染物質の除去および除染が行われるよう汚染物質の一時保管場の提供等の必要な協力を努めるものとする。 ②市は、国の専門家等の助言をふまえ、事業者による除去および除染作</td></tr></table>		事業所外運搬災害等および放射性物質取扱事業所災害等の場合	①市は、事業者による速やかに汚染物質の除去および除染が行われるよう汚染物質の一時保管場の提供等の必要な協力を努めるものとする。 ②市は、国の専門家等の助言をふまえ、事業者による除去および除染作	第9章 原子力事故災害 第4節 災害復旧計画 放射性物質による汚染の除去等 <table><tr><td>事業所外運搬災害等および放射性物質取扱事業所災害等の場合</td><td>①市は、事業者による速やかに汚染物質の除去および除染が行われるよう汚染物質の一時保管場の提供等の必要な協力を努めるものとする。 ②市は、国の専門家等の助言をふまえ、事業者による除去および除染作</td></tr></table>		事業所外運搬災害等および放射性物質取扱事業所災害等の場合	①市は、事業者による速やかに汚染物質の除去および除染が行われるよう汚染物質の一時保管場の提供等の必要な協力を努めるものとする。 ②市は、国の専門家等の助言をふまえ、事業者による除去および除染作	現行 P3-489 時点修正
事業所外運搬災害等および放射性物質取扱事業所災害等の場合	①市は、事業者による速やかに汚染物質の除去および除染が行われるよう汚染物質の一時保管場の提供等の必要な協力を努めるものとする。 ②市は、国の専門家等の助言をふまえ、事業者による除去および除染作							
事業所外運搬災害等および放射性物質取扱事業所災害等の場合	①市は、事業者による速やかに汚染物質の除去および除染が行われるよう汚染物質の一時保管場の提供等の必要な協力を努めるものとする。 ②市は、国の専門家等の助言をふまえ、事業者による除去および除染作							

現行（令和6年3月）			修正案（令和7年3月）			備考
		業の確認を行うものとする。			業の確認を行うものとする。	
不法廃棄等事案の場合		①放射性物質が発見された場所の管理者（以下「管理者」という）は、国、県、市その他関係機関と緊密に連携し 警戒 テープ（立入禁止）等により、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じるものとする。 ②管理者は、当該放射性物質の除去等を行うものとする。この際、国、県、市、その他の関係機関は、必要な協力を行うものとする。	不法廃棄等事案の場合		①放射性物質が発見された場所の管理者（以下「管理者」という）は、国、県、市その他関係機関と緊密に連携し 標識 テープ（立入禁止）等により、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じるものとする。 ②管理者は、当該放射性物質の除去等を行うものとする。この際、国、県、市、その他の関係機関は、必要な協力を行うものとする。	